

第百一回国会 大蔵委員會議 録 第二十四号

(三〇五)

昭和五十九年五月十八日(金曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 坂口 力君

理事 熊谷 弘君

理事 佐山 登生君

理事 塩島 大君

理事 中川 昭一君

理事 平泉 渉君

理事 藤井 勝志君

理事 山岡 謙蔵君

理事 上田 卓三君

理事 戸田 廣君

理事 柴田 菊雄君

理事 矢追 秀彦君

理事 玉置 一弥君

理事 幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 堀之内久男君

大蔵大臣官房日 本専売公社監理 官 小野 博義君

大蔵大臣官房審 議官 大山 綱明君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

委員外の出席者

日本専売公社総 裁 長岡 實君

日本専売公社理 事 遠藤 泰君

日本専売公社理 友成 豊君
事 大蔵委員会調査 矢島錦一郎君
室長

委員の異動

五月十八日

辭任

山中 貞則君

補欠選任

東 力君

五月十五日

身体障害者使用自動車に対する地方道路税、揮

発油税免除等に関する請願(瓦力君紹介)(第五

四二五号)

同(野間友一君紹介)(第五四二六号)

所得税の大幅減税等に関する請願(中川利三郎

君紹介)(第五四九六号)

同(津川武一君紹介)(第五四九七号)

旧南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属の

処遇改善に関する請願(有馬元治君紹介)(第五

六一四号)

同月十六日

所得税の大幅減税等に関する請願外一件(大出

俊君紹介)(第五九七三三三)

公立高校用地確保のため筑波移転跡地払い下げ

等に関する請願(中村巖君紹介)(第五九七四号)

身体障害者使用自動車に対する地方道路税、揮

発油税免除等に関する請願(福岡康夫君紹介)

(第六二二八号)

同月十七日

間接税増税反対、所得税の大幅減税に関する請

願(石田幸四郎君紹介)(第六二二八七号)

所得税の大幅減税等に関する請願(小沢和秋君

紹介)(第六二二八八号)

同(田中美智子君紹介)(第六二二八九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

たばこ事業法案(内閣提出第七四号)

日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出第七五

号)

塩専売法案(内閣提出第七六号)

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律案(内閣提出第七七号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

○互委員長 これより会議を開きます。

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会 社法

案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税

法案の各案を一括して議題といたします。

各案について政府より順次趣旨の説明を聴取り

たします。竹下大蔵大臣。

たばこ事業法案

日本たばこ産業株式会社法案

塩専売法案

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律案

たばこ消費税法案

〔本号末尾に掲載〕

○竹下國務大臣 ただいま議題となりましてたば

こ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専

売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の

整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案につ

きまして、提案の理由及びその内容を御説明申し

上げます。

まず初めに、たばこ事業法案につきまして御説

明申し上げます。

たばこ専売制度は、明治三十七年に制度が設け

られて以来、財政収入の確保に寄与してまいりま

したが、時代の変遷、環境の変化等を背景とし

て、その見直しの必要性がとみに高まってきたと

ころであります。

このような状況を踏まえ、一昨年七月に臨時行

政調査会により提出された行政改革に関する第三

次答申の趣旨に沿って、たばこ事業関係者等とも

意見の調整を図りながら、政府部内において検

討を進めてきたところであります。その結果、今

般、開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の

効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止

するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を

図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済

の健全な発展に資するため、新たにたばこ事業法

を制定することとし、ここに本法律案を提出した

次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明

申し上げます。

第一に、原料用国内産葉たばこの生産及び買い

入れにつきましては、日本たばこ産業株式会 社

が、あらかじめ、たばこ耕作者と耕作面積等を定

めた葉たばこの買い入れに関する契約を締結する

こととし、当該契約面積から生産された葉たばこ

については、日本たばこ産業株式会社が全量買い

入れることとしております。

また、日本たばこ産業株式会社は、当該契約を

締結しようとするときは、あらかじめ、耕作面積

及び価格について、日本たばこ産業株式会社に置

かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重し

なければならないこととするなど、所要の措置を

講ずることとしております。

第二に、製造たばこの製造につきましても、国内産業たばこの問題への配慮から、日本たばこ産業株式会社は、製造たばこの製造を防止することとしておりますが、製造たばこの製造を防止するため、その製造する製造たばこについては、品目別の蔵出し価格の最高額について、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととしております。

第三に、たばこの輸入自由化を図ることとしております。したがって、だれでも自由にたばこを輸入することができるとなりましたが、輸入した製造たばこを業として販売する者につきましても、流通秩序の維持等の観点から、登録制を採用することとしております。

また、同様の観点から、卸売販売業を営む者につきましても、登録制を採用することとしております。

第四に、小売販売関係につきましても、小売人の置かれた状況を考慮し、当分の間、小売販売業を営む者は、許可を受けなければならないこととしております。

また、小売販売価格につきましても、これまで小売定価制が果たしてきた役割等を考慮し、引き続き、当分の間、定価制を維持することとしております。

その他、喫煙と健康の関係に関する注意文官の表示の義務づけ、製造たばこの広告に必要なる指導等を行うための所要の規定を整備しているところでありま。

なお、この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとしております。

次に、日本たばこ産業株式会社法案につきましても御説明申し上げます。

たばこ専売制度の廃止及びたばこの輸入自由化に伴い、我が国たばこ事業は、輸入たばこの対等な競争関係のもとで営まれることとなります。

このような状況下において、我が国たばこ産業の健全な発展を図るためには、日本専売公社の経営形態を政府関係特殊法人の中で最も経営の自

主性の認められる特殊会社に改組することが必要であります。このため、日本専売公社法を廃止し、新たに日本たばこ産業株式会社法を制定するため、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第一条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営むことを目的とする株式会社とすることとしております。

第二に、日本たばこ産業株式会社の株式につきましても、たばこ産業の置かれた状況等にかんがみ、本則で発行済み株式の総数の二分の一以上、附則で、当分の間、三分の二以上の保有義務を政府に課することとしており、さらに、政府がその保有する株式を処分するに際しては、国会の議決を経なければならないこととしております。

第三に、日本たばこ産業株式会社は、製造たばこの製造、販売及び輸入の事業のほか、これらに附帯する事業及び日本たばこ産業株式会社の目的を達成するために必要な事業を営むことができることとしております。

また、日本たばこ産業株式会社は、当分の間、塩専売法の定めるところにより、塩専売事業を行うこととしております。

第四に、取締役及び監査役の選任及び解任の決議、事業計画等に対する公的規制に関する規定を設けておりますが、いずれも公益性を担保するための必要最小限のものにとどめており、可能な限り企業の自主性にゆだねることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

次に、塩専売法案につきましても御説明申し上げます。

り、公社が日本たばこ産業株式会社に改組されることに伴い、塩専売事業を当該公社に実施させることとし、このために必要な措置を講ずるとともに、経済社会情勢の変化に対応して、塩専売制度の整備改善を図るための措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うため、塩専売法の全部を改正することとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、塩専売事業が公益専売である旨を明らかにした目的規定を新たに設けることとしております。

第二に、塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法において規定されている諸措置のうち、今後なお必要と認められる買入れ数量の割り当て制度及び販売の特例制度を本法律案に取り入れた上、当該臨時措置法を廃止することとしております。

第三に、国に専属する専売権能を日本たばこ産業株式会社に行使することとし、このため、塩専売事業責任者の指名、塩専売事業運営委員会の設置、たばこ事業との区分経理等、塩専売事業を実施する上での公共性を担保するための所要の措置を講ずることとしております。

その他、今後国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、本法律案について検討を加えることとする規定を設けるほか、所要の措置を講ずることとしております。

次に、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきましても御説明申し上げます。

このたび、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の制定並びに塩専売法の全部改正を行うこととしておりますが、これに伴い、製塩施設法等を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等につきましても、所要の規定の整備等を図ることとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、たばこ事業法の施行及びたばこ専売法の廃止に伴い、たばこ耕作組合法等十三法律につきましても、所要の規定の整備等を図ることとしております。

第二に、日本たばこ産業株式会社の施行及び日本専売公社法の廃止に伴い、国家公務員等共済組合法等三十九法律につきましても、所要の規定の整備等を図ることとしております。

第三に、塩専売法の全部改正に伴い、製塩施設法及び塩業組合法を廃止するほか、八法律につきましても、所要の規定の整備等を図ることとしております。

最後に、たばこ消費税法案につきましても、御説明申し上げます。

たばこ専売制度を廃止することとなったことに伴い、現行の専売納付金制度にかえて新たにたばこ消費税制度を設けることとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、たばこ消費税は、製造たばこを課税物件とし、国産製造たばこについては製造たばこの製造者、輸入製造たばこについては保税地域から引き取る者をそれぞれ納税義務者とするものとしております。

第二に、たばこ消費税の税額は、価格に応じて負担を求める従価割額と数量に応じて負担を求める従量割額の合算額とし、課税標準は、従価割にあっては小売定価とし、従量割にあっては本数または重量とすることとしております。

第三に、税率は、現行の専売納付金率及び別途提案している地方たばこ消費税の税率を参照しつつ製造たばこの種類ごとに定めることとし、従価割の税率と従量割の税率の組み合わせ率は、すべての種類の製造たばこについて八対二程度とするものとしております。具体的には、例えば、紙巻きたばこについては、従価割の税率を二・三％、従量割の税率を千本につき五百八十二円とするこ

としております。

第四に、申告及び納付につきましては、製造たばこ製造者については移出した月の翌月末日まで申告納付することとし、保税地域から引き取る者については引き取りの際に申告納付することとしております。

以上のほか、納期限の延長、納税地等所要の規定を設けることとしております。

なお、この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとしております。

以上が、たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○瓦委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十四分散会

たばこ事業法案

たばこ事業法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 原料用国内産業たばこの生産及び買入れ(第三条―第七条)

第三章 製造たばこの製造(第八条―第十条)

第四章 製造たばこの販売(第十一条―第三十二条)

第五章 小売定価(第三十三条―第三十七条)

第六章 雑則(第三十八条―第四十六条)

第七章 罰則(第四十七条―第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴

い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定の確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ タバコ属の植物をいう。

二 葉たばこ たばこの葉をいう。

三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供し得る状態に製造されたものをいう。

第二章 原料用国内産業たばこの生産及び買入れ

買入れ

(原料用国内産業たばこの生産及び買入れ)
第三条 日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)は、毎年、その製造する製造たばこの原料の用に供しようとする国内産の葉たばこ(以下「原料用国内産業たばこ」という。)の買入れを行おうとする場合においては、すべて、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもつてたばこを耕作しようとする者(以下「耕作者」という。)と原料用国内産業たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約においては、たばこの種類の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格(以下「葉たばこの価格」という。)を定めるものとする。

3 会社は、大蔵省令で定めるところにより、耕作者の会社に対する第一項に規定する契約の申込みに必要な事項を公告するものとする。

4 会社は、第一項に規定する契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。

5 前項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位に係る決定の方法については、大蔵省令で定める。

第四条 会社が前条第一項に規定する契約を締結しようとするときは、会社の代表者は、会社の原料用国内産業たばこの買入れに係るたばこの種類の耕作面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、葉たばこ審議会に諮らなければならない。

2 葉たばこ審議会は、前項に規定する葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。

第五条 会社は、毎年、たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)第二条に規定するたばこ耕作組合法(次条において「中央会」という。)の意見を聴いて原料用国内産業たばこの買入れに係るたばこの種類の耕作総面積の地域別の内訳を定め、大蔵省令で定めるところにより、公告するものとする。

2 会社は、前項の規定により公告されたたばこの種類の耕作総面積の地域別の内訳の範囲内においては、第三条第一項に規定する契約を締結するものとする。

第六条 会社は、たばこ耕作組合法第二条に規定するたばこ耕作組合の組合員である耕作者(以下この条において「組合員である耕作者」という。)と第三条第一項に規定する契約を締結しようとする場合において、当該組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格、耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが災害により損害を受けた場合の取扱い、代金の支払方法その他の当該契約の基本的事項を約定することを委託したときは、中央会と当該契約の基本的事項を約定するものとする。この場合において、当該約定は、会社と当該組合員である耕作者との間で締結される同項に規定する契約の一部とみなす。

(葉たばこ審議会)

第七条 会社の代表者の諮問に応じ、原料用国内産業たばこの生産及び買入れに関する重要事項を調査審議するため、会社に葉たばこ審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、会社の代表者に建議することができる。

3 審議会は、委員十一人以内で組織する。

4 委員は、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから大蔵大臣の認可を受けて、会社の代表者が委嘱する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三章 製造たばこの製造

(会社以外の製造の禁止)

第八条 製造たばこは、会社でなければ、製造してはならない。

(製造たばこの販売価格)

第九条 会社は、その製造に係る製造たばこで現に販売をしていない品目の製造たばこを第二十条の登録を受けた者(以下「卸売販売業者」という。)に販売しようとする場合においては、当該製造たばこの品目ごとに一の販売価格の最高額(たばこ消費税法(昭和五十九年法律第号)に規定するたばこ消費税に相当する金額を含む。以下この条において「最高販売価格」という。)を定めて、当該製造たばこを製造場から移出する時まで、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社が既に前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る最高販売価格を変更しようとするときは、その実施の時期を定めて、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 大蔵大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、会社が当該申請に係る最高販売価格で当該製造たばこを販売した場合に、消費者

の利益を不当に害することとなると認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 大蔵大臣は、第一項又は第二項の認可をした最高販売価格が経済事情の変動その他の事由により前項の趣旨に照らして不適当となつたと認める場合には、会社に対し、相当の期間を定めて、当該最高販売価格の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

5 会社は、その製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた最高販売価格を超える金額を受領してはならない。

6 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするときに準用する。この場合において、第一項中「たばこ消費税法（昭和五十九年法律第...）」に規定するたばこ消費税に相当する金額」とあるのは「たばこ消費税法（昭和五十九年法律第...）」に規定するたばこ消費税、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第四節に規定する道府県たばこ消費税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ消費税に相当する金額」と、第五項中「卸売販売業者」とあるのは「小売販売業者」と読み替へるものとする。（製造たばこの円滑な供給）

第十條 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。

第四章 製造たばこの販売（製造たばこの特定販売業者の登録）

第十一條 自ら輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。）をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者（営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

四 営業所の所在地

五 その他大蔵省令で定める事項

3 前項の申請書には、第十三条各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第十二條 大蔵大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を製造たばこ特定販売業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

（登録の拒否）

第十三條 大蔵大臣は、第十一條第一項の登録を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十七條第一項の規定により第十一條第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 破産者で復権を得ないもの

四 法人であつて、その代表者のうちに前三号の一に該当する者があるもの

五 未成年者（営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号から第三号までの一に該当するもの

（特定販売業者の承継）

第十四條 第十一條第一項の登録を受けた者（以下「特定販売業者」という。）について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者。以下この条及び第二十七條において同じ。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その特定販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が前条各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの販売を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に關しては、当該相続人を特定販売業者とみなす。

3 第一項の規定により特定販売業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により製造たばこの販売を業として行う者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（特定販売業者の商号等の変更の届出）

第十五條 特定販売業者は、第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（特定販売業者の廃止）

第十六條 特定販売業者は、その営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 特定販売業者がその営業を廃止したときは、その者に係る第十一條第一項の登録は、その効力を失う。

（登録の取消し等）

第十七條 大蔵大臣は、特定販売業者が次の各号の一に該当するときは、第十一條第一項の登録を取り消し、又は期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

一 第十三條第一号又は第三号に掲げる者に該当することとなつたとき。

二 第十四條第三項又は第十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この項又は第三十四條第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十三條第一項又は第三十九條第一項の規定に違反して製造たばこを製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売したとき。

五 正当な理由がないのに、二年以内にその営業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその営業を休止したとき。

六 不正の手段により第十一條第一項の登録を受けたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号に該当するものがあるとき。

八 未成年者（営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号に該当する者であるとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならない。

（登録等の通知）

第十八條 大蔵大臣は、第十二條の規定による登録、第十三條の規定による登録の拒否又は前条第一項の規定による登録の取消し若しくは営業の停止の命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。この場合において、第十三條の規定による登録の拒否又は前条第一項の規定による登録の取消し若しくは営業の停止の命令の通知にあつては、その理由を示さなければならない。

（登録の抹消）

第十九條 大蔵大臣は、第十六條第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第十七條第一項の規定により登録を取り消したときは、当該特定販売業者の登録を抹消しなければならない

い。

(製造たばこの卸売販売業の登録)

第二十條 製造たばこの卸売販売(消費者に対する販売以外の販売をいう。以下同じ)を業として行おうとする者は、当分の間、大蔵大臣の登録を受けなければならない。ただし、会社又は特定販売業者がその製造し、又は輸入した製造たばこの卸売販売を行おうとする場合は、この限りでない。

(準用)

第二十一條 第十一條第二項及び第三項、第十二條並びに第十三條の規定は前条の規定による製造たばこの卸売販売に係る登録について、第十四條から第十六條までの規定は卸売販売業者について、第十七條から第十九條までの規定は製造たばこの卸売販売に係る登録の取消し等について、それぞれ、準用する。この場合において、第十一條第二項中「前項」とあるのは「第二十條」と、第十二條中「前条第一項」とあるのは「第二十條」と、「製造たばこ特定販売業者登録簿」とあるのは「製造たばこ卸売販売業者登録簿」と、第十三條中「第十一條第一項」とあるのは「第二十條」と、第十四條第一項中「第十一條第一項の登録を受けた者(以下「特定販売業者」という。）」とあるのは「卸売販売業者」と、同条第二項及び第三項中「製造たばこの販売」とあるのは「製造たばこの卸売販売」と、第十六條第二項中「第十一條第一項」とあるのは「第二十條」と、第十七條第一項中「第十一條第一項」とあるのは「第二十條」と、同項第三号中「この項又は第三十四條第二項」とあるのは「この項」と、同項第四号中「第三十三條第一項又は第三十九條第一項」とあるのは「第三十九條第二項」と、「製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売した」とあるのは「販売した」と読み替えるものとする。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第二十二條 製造たばこの小売販売(消費者に対する販売をいう。以下同じ)を業として行おう

とする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所(以下第三十七條まで及び第四十九條において「営業所」という)ごとに大蔵大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く)又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

四 営業所の所在地

3 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第二十三條 大蔵大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、許可をしないことができる。

一 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第三十一條第一項の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行ふのに不適当である場合として大蔵省令で定める場合であるとき。

四 製造たばこの取扱いの予定高が大蔵省令で定める標準に達しないと認められるとき。

五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他小売販売を業として行ふのに不適当であ

る場合として大蔵省令で定める場合であると

六 申請者が法人であつて、その代表者のうち第一号若しくは第二号に規定する者又は破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき。

七 申請者が未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く)又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号若しくは第二号に規定する者又は破産者で復権を得ないものに該当する者であるとき。

(許可の条件等)

第二十四條 大蔵大臣は、第二十二條第一項の許可に際し、許可の条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、第二十二條第一項の許可の趣旨に照らし、必要な最小限度のものでなければならない。

(営業所の移転)

第二十五條 小売販売業者は、その営業所を移転しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、その移転先の営業所が第二十三條第三号に該当し、又は移転先での営業が同条第四号に該当するときは、大蔵大臣は、同項の許可をしないことができる。

(出張販売)

第二十六條 小売販売業者は、その営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売をしようとする場合においては、大蔵省令で定めるところにより、その場所ごとに、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

2 第二十四條の規定は、前項の許可を与える場合について準用する。

(小売販売業の承継)

第二十七條 小売販売業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その

小売販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が第二十三條各号(第三号及び第四号を除く)の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの小売販売を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に関しては、当該相続人を小売販売業者とみなす。

3 第一項の規定により小売販売業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により小売販売を業として行ふ者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第二十八條 前条第一項及び第三項の規定は、小売販売業者が自らを代表者とする法人(定款に製造たばこの小売販売を業として行ふ旨の定めがあるものに限る)を設立した場合その他これに類する場合として大蔵省令で定める場合について準用する。

(小売販売業の休止)

第二十九條 小売販売業者は、その営業所における営業を引き続き一月を超えて休止しようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(小売販売業者の商号等の変更等の届出)

第三十條 小売販売業者は、第二十二條第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 小売販売業者は、その営業所における営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。第二十六條第一項の許可を受けて行ふ小売販売を取りやめたときも、同様とする。

(許可の取消し等)

第三十一條 大蔵大臣は、小売販売業者が次の各号の一に該当するときは、第二十二條第一項の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めて

その営業の停止を命ずることができる。

一 第二十三條第一号に掲げる者に該当することとなつたとき。

二 第二十四條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。の)の規定による条件に違反したとき。

三 第二十五條第一項、第二十六條第一項、第三十六條又は第三十九條第二項の規定に違反したとき。

四 第二十七條第三項(第二十八條において準用する場合を含む。、第二十九條又は第三十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 この項の規定による命令に違反したとき。

六 破産者となつたとき。

七 正当な理由がないのに、一月以内にその営業を開始せず、又は一月を超えて引き続きその営業を休止したとき。

八 不正の手段により第二十二條第一項の許可を受けたとき。

九 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)第四條の規定に違反して処罰されたとき。

十 法人であつて、その代表者のうちに第一号、第六号又は前号に該当する者があると

十一 未成年者(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号、第六号又は第九号に該当する者であるとき。

十二 第二十七條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

(許可等の通知)

第三十二條 大蔵大臣は、第二十二條第一項の規定による許可、第二十三條の規定による不許可又は前条第一項の規定による許可の取消し若しくは營業の停止の命令の通知にあつては、その理由を示さなければならない。

規定による不許可又は同項の規定による許可の取消し若しくは營業の停止の命令の通知にあつては、その理由を示さなければならない。

第五章 小売定価

(小売定価の認可)

第三十三條 会社又は特定販売業者は、その者の現に販売をしない品目の製造たばこ(その者が自ら製造し、又は輸入するものに限る。以下この条において同じ。)の販売をしようとする場合においては、当分の間、政令で定めるところにより、その品目ごとに一の小売定価を定め、当該製造たばこを製造場から移出し、又は輸入する時まで、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社又は特定販売業者は、既にその者が前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る小売定価を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、その実施の時期を定めて、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 前二項の場合において、二以上の者から製造たばこの同一の品目について小売定価の認可の申請があつた場合その他これに準ずる場合における認可の方法及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十四條 大蔵大臣は、前条第一項又は第二項の小売定価の認可の申請があつた場合には、次の各号の一に該当するときは、同条第一項又は第二項の認可をしななければならない。

一 当該申請に係る小売定価による販売が消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき。

二 当該申請に係る小売定価が、会社にあつては第九條第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する最高販売価格、特定販売業者にあつてはその輸入価格(関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第四條から第四條の八までの規定により計算される価格をいう。)に照らして不当に低いと認めるとき。

大蔵大臣は、前条第一項又は第二項の認可をした小売定価が経済事情の変動により前項の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認める場合その他政令で定める事由に該当する場合に、当該小売定価の認可を受けた者に對し、相當の期間を定めて、当該小売定価の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

(小売定価の公告)

第三十五條 大蔵大臣は、第三十三條第一項又は第二項の規定により小売定価を認可したときは、大蔵省令で定めるところにより、当該認可に係る小売定価を公告するものとする。

(小売定価以外の販売等の禁止)

第三十六條 小売販売業者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価によらなければ製造たばこを販売してはならない。ただし、小売販売業者が他の小売販売業者に臨時の在庫補充用として製造たばこを販売する場合その他大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

2 小売販売業者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価がない製造たばこを販売してはならない。

(小売定価の揭示)

第三十七條 小売販売業者は、その營業所において販売する製造たばこの品目ごとの第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価を当該營業所に揭示しなければならない。

第六章 雜則

(製造たばこ代用品)

第三十八條 製造たばこ代用品は、これを製造たばことみなしてこの法律の規定を適用する。

2 前項に規定する製造たばこ代用品とは、製造たばこ以外の物であつて、喫煙用に供されるもの(大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第一条に規定する大麻、麻葉取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する

麻葉、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第三条第二号に規定するあへん並びに藥事法(昭和三十一年法律第四十五号)第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除く。)をいう。

(注意表示)

第三十九條 会社又は特定販売業者は、製造たばこで大蔵省令で定められるものを販売の用に供するために製造し、又は輸入した場合には、当該製造たばこを販売する時まで、当該製造たばこに、消費者に對し製造たばこの消費と健康との關係に關して注意を促すための大蔵省令で定める文言を、大蔵省令で定めるところにより、表示しなければならない。ただし、輸入した製造たばこを博覧會において展示し即売する場合その他大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

2 卸売販売業者又は小売販売業者は、前項本文の規定により製造たばこに表示されている文言を消去し、又は変更して、製造たばこを販売してはならない。

(広告に關する勸告等)

第四十條 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との關係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合には、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴いて、製造たばこに係る広告を行う者に對し、当該広告を行う際の指針を示すことができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定により示された指針に従わずに製造たばこに係る広告を行つた者に對し、必要な勸告をすることができる。

4 大蔵大臣は、前項の規定による勸告をした場合において、製造たばこの広告を行つた者が、正当な理由がなく、その勸告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告)

第四十一条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者に対して、その業務に関する報告を求めることができる。

(立入検査)

第四十二条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務の一部委任)

第四十三条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合には、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができる。

3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(権限の委任)

第四十四条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は税関長に行わせることができる。

(輸出等の適用除外)

第四十五条 製造たばこの輸出(関税法第二条第一項第二号に規定する輸出又はこれに準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)をし、又は製造たばこを輸出の

ために販売する場合には、第九条、第十条、第四章、第五章及び第三十九条の規定は適用しない。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第四十七条 第八條の規定に違反して製造たばこを製造した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の犯罪に係る製造たばこは、没収する。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないで当該製造たばこを取得したと認められる場合においては、この限りでない。

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定に違反して、自ら輸入をした製造たばこの販売を業として行つた者

二 第十七条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の規定に違反して、製造たばこの卸売販売を業として行つた者

二 第二十一条において準用する第十七条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

三 第二十二條第一項の規定に違反して、製造たばこの小売販売を業として行つた者

四 第二十四條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反した者

五 第二十五條第一項の規定に違反して、営業所を移転して製造たばこの小売販売を行つた者

六 第二十六條第一項の規定に違反して、営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売を行つた者

売を行つた者

七 第三十一條第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

八 第三十六條の規定に違反して、製造たばこの小売販売を行つた者

第五十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十二條 第十四條第三項(第二十一條において準用する場合を含む。)、第十五條(第二十一條において準用する場合を含む。)、第十六條第一項(第二十一條において準用する場合を含む。)、第二十七條第三項(第二十八條において準用する場合を含む。)、第二十九條又は第三十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)

二 製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二号)

(原料用国内産業たばこ買入れ契約に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前のたばこ専売法(以下「旧法」という。)

第八條第一項の規定によるたばこの耕作の許可を受けている者(旧法第二十六條の二に規定する農業用たばこ耕作者(以下「農業用たばこ耕作者」という。))を除く。附則第五条において「耕作許可者」という。又は旧法第十條第二項の規定によるたばこの耕作の引継ぎの許可を受けている者(農業用たばこ耕作者のたばこの耕作について同項の許可を受けている者を除く。))は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))において会社と第三條第一項に規定する契約を締結したものとみなす。

2 前項の場合において、旧法第八條第一項の規定により許可された耕作地の位置及び面積並びにたばこの種類(同条第三項の規定によりその変更が許可された場合には、当該変更後の耕作地の位置及び面積並びにたばこの種類)、旧法第十三條の規定により日本専売公社(以下「公社」という。))が定めた耕作及び収穫の方法並びに旧法第十八條第一項の規定により公社が定めた乾燥調理の方法は、前項に規定する契約により定められたものとみなす。

3 第一項の場合において、この法律の施行の際現に旧法第五條第二項の規定により公社が収納の価格を公告しているときは、当該収納の価格は、第一項に規定する契約により定められたものとみなす。

4 第一項の場合において、この法律の施行の際旧法第五條第二項に規定する収納の価格を公社が公告していないときは、公社は、第七條第一項に規定する業たばこ審議会に諮り、その意見を尊重して第一項に規定する契約に係る業たばこの価格を定めるものとする。

5 第一項に規定する契約の内容については、前三項に規定するもののほか、旧法第十條第一項及び第二項、第十八條第二項、第十九條第一項ただし書及び第七項並びに第二十四條の規定を参照して、第一項の規定により会社と第三條第

一項に規定する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。この場合において、第六条の規定を準用する。

第四條 施行日前に旧法第八條第三項又は第十條第二項の規定により公社に対しされた許可の申請（農業用たばこ耕作者が行う申請又は農業用たばこ耕作者のたばこの耕作を引き継ぐこととする者が行う申請を除く）については、施行日に公社に対しされた前条第一項に規定する契約の変更若しくは解約又は引継ぎの申込みとみなす。

第五條 施行日前に旧法第二十四條に規定する災害にかりその耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが著しい損害を受けた耕作許可者に対し、この法律の施行の際公社が同条の規定による補償金を交付していない場合には、公社は、なお従前の例により当該補償金を交付することができる。

第六條 この法律の施行の際現に旧法第二十六條第一項の規定による試作の許可を受けている者又は同条第二項の規定において準用する旧法第十條第二項の規定による試作の引継ぎの許可を受けている者は、施行日において公社と当該試作に係る原料用国内産業たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなす。

2 附則第三條第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「旧法第十三條の規定により日本専売公社（以下「公社」という。）が定めた耕作及び収穫の方法並びに」とあるのは「並びに」と、「公社」とあるのは「日本専売公社（以下「公社」という。）が」と読み替へるものとする。

3 第一項に規定する契約の内容については、前項に規定するもののほか、旧法第二十六條第二項において準用する旧法第五條第一項、第十條第一項及び第二項、第十八條第二項並びに第十九條第一項本文の規定を参酌して、第一項の規定により公社と当該試作に係る原料用国内産業たばこの買入れに関する契約を締結したものと

みなされる者と会社との間で約定するものとする。

（製造たばこの販売価格に関する経過措置）

第七條 この法律の施行の際現に旧法第三十四條第一項の規定により公社が公告している製造たばこ（公社の製造した製造たばこに限る）の品目ごとの小売定価から当該小売定価に大蔵大臣の定める率を乗じて得た金額を控除した金額は、施行日に第九條第六項の規定において準用される同条第一項の規定により公社が大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの販売価格の最高額とみなす。

（特定販売業の登録に関する経過措置）

第八條 公社は、施行日において第十一條第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

2 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第六十九條第二項に規定する政令で定める者で施行日の前日に沖縄県において旧法第二十八條の規定により製造たばこの輸入に関し公社の委託を受けている者は、施行日において第十一條第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

3 前二項の規定により第十一條第一項の規定による登録を受けた者とみなされる者は、施行日から起算して三十日以内に同条第二項に掲げる事項を記載した書類及び同条第三項に規定する書類を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

4 前項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

（登録の拒否等に関する経過措置）

第九條 施行日前に旧法第九章の規定（第七章各条に相当する規定として政令で定めるものに限る。）により処罰（旧法第七十九條第一項において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基づいてされる通告処分を含む。）をされた者又は旧法第四十三條第一項各号に掲げる場合（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を

含み、第三十一條第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。）の一に該当して旧法第四十三條第一項（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により小売人（旧法第三十條第一項の規定により公社が指定した製造たばこの小売人という。以下同じ。）の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあつた日において第七章の規定により処罰をされ、又は第三十一條第一項の規定により許可を取り消された者とみなして、第十三條（第二十一條において準用する場合を含む。）及び第二十三條の規定を適用する。

（小売販売業の許可に関する経過措置）

第十條 この法律の施行の際現に小売人である者は、施行日において第二十二條第一項の規定による許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）とみなす。

2 前項の規定により小売販売業者とみなされる小売人（以下「継続小売販売業者」という。）が博覧会場、海水浴場その他これらに準ずる場所における一時的又は季節的な需要に應ずる目的で旧法第三十條第一項の規定により期間を定めて旧法第三十條第一項の規定による指導を受けている者として大蔵省令で定めるものに該当する場合は、当該継続小売販売業者に対し、施行日において当該期間の満了日を期限とする第二十四條第一項の規定による許可の期限が付されたものとみなす。

3 施行日前に継続小売販売業者に対し旧法第三十九條第一項の規定により公社が指示した事項のうち大蔵省令で定めるものは、当該継続小売販売業者に係る第二十四條第一項の規定による許可の条件とみなす。

（出張販売の許可に関する経過措置）

第十一條 継続小売販売業者がこの法律の施行の際現に旧法第三十條第四項の規定による許可を受けている場合は、施行日において第二十六條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

す。

2 前項の場合において、継続小売販売業者が博覧会場、海水浴場その他これらに準ずる場所における一時的又は季節的な需要に應ずる目的で旧法第三十條第四項の規定により期間を定めて許可を受けている者として大蔵省令で定める者に該当する場合は、当該継続小売販売業者に対し、施行日において当該期間の満了日を期限とする第二十六條第二項において準用する第二十四條第一項の規定による許可の期限が付されたものとみなす。

（小売販売業の許可等の申請に関する経過措置）

第十二條 施行日前に旧法第三十條第一項の規定又は同条第三項若しくは第四項の規定により公社に対しされた指定又は許可の申請については、施行日に第二十二條第一項の規定又は第二十五條第一項若しくは第二十六條第一項の規定により大蔵大臣に対しされた許可の申請とみなす。

（小売人の相続の届出に関する経過措置）

第十三條 施行日前に小売人が死亡した場合において引き続きその営業所で小売人となろうとする相続人について、旧法第三十三條の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「大蔵大臣」とする。

（商号等を変更した場合の届出に関する経過措置）

第十四條 施行日前に旧法第三十六條第三項に掲げる事項に変更があつた継続小売販売業者について、同項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「大蔵大臣」とする。

（小売販売業の許可の取消し等に関する経過措置）

第十五條 施行日前に旧法第四十三條第一項各号に掲げる場合（同条第三項の規定により旧法第

九条第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む、第三十一條第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。の一項に該当するに至つた継続小売販売業者に対し、この法律の施行の際公法第四十三條第一項又は第二項（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定による処分を行つていない場合においては、当該継続小売販売業者を第三十一條第一項各号の規定の一に該当した者とみなして、同項の規定を適用する。

第十六條 施行日前に旧法第四十三條第一項第一号又は第二号に掲げる場合（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む、第三十一條第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。）に該当して旧法第四十三條第二項（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により施行日以後の日を終期とする期間を定め製造たばこの販売を差し止められた継続小売販売業者は、施行日において、第三十一條第一項の規定により当該期間の満了日までの期間を定めて営業の停止を命じられた者とみなす。（製造たばこの小売定価に関する経過措置）

第十七條 この法律の施行の際現に旧法第三十四條第一項の規定により公法が大蔵大臣の認可を受けて公告している製造たばこの品目ごとの小売定価は、施行日において会社又は附則第八條第二項の規定により第十一條第一項の規定による登録を受けた者とみなされる者（以下この条において「継続特定販売業者」という。）が第三十三條第一項の規定による大蔵大臣の認可を受け、第三十五條の規定により大蔵大臣が公告した製造たばこの品目ごとの小売定価とみなす。この場合において、継続特定販売業者が当該認可を受け、大蔵大臣が当該公告をしたものとみなされる製造たばこの品目は、施行日の前日において当該継続特定販売業者が旧法第二十八條

の規定により輸入に關し公法の委託を受けている製造たばこの品目に限る。

（製造たばこの引換え等に関する経過措置）

第十八條 施行日前に旧法第四十一條第一項の規定により小売人が公法に製造たばこの引換の請求をした場合でこの法律の施行の際公法が当該引換をしていないときは、会社は、なお従前の例により引き換へなければならぬ。この場合において、引換の原因が公法若しくは会社の責めに帰すべき場合又は不可抗力による場合を除き、当該請求をした者は、製造たばこの減価に相当する金額を会社に支払わなければならない。

第十九條 施行日前に旧法第四十一條の二第一項に規定する災害によりその所有する製造たばこの減失した小売人に対し、この法律の施行の際公法が同条の規定による製造たばこの交付を行つていない場合は、会社は、なお従前の例により製造たばこの交付をすることが出来る。

第二十條 施行日前に旧法第四十五條第一項に規定する廃業その他の事由により営業を継続することができない事情が生じた小売人がこの法律の施行の際公法に対して同項の規定による請求を行つていない場合は、その者は、なお従前の例により買戻しを会社に請求することが出来る。この場合において、会社は、買戻しを請求した製造たばこが公法若しくは会社の責めに帰すべき事由又は不可抗力によらないで旧法第四十一條第一項第一号又は第二号に該当するものであるときは、払い戻すべき金額から減価に相当する金額を控除する。

第二十一條 施行日前に輸出のため公法から買回した製造たばこ又は製造たばこの輸出を取りやめた者が旧法第四十九條第一項の規定による申請をした場合において、この法律の施行の際公法が同項の処分を行つていないときは、会社は、その使用に適するものを買い戻さなければならない。（旧法の処分に係る不服申立て等に関する経過措置）

（措置）

第二十二條 施行日前に旧法第三十條第一項、第三項若しくは第四項又は第四十三條第一項若しくは第二項の規定に基づいて公法が行つた処分（以下この条及び次条において「旧法の処分」という。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てであつてこの法律の施行の際公法の総裁が裁決又は決定をしていないものは、施行日において大蔵大臣が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分についてすることが出来る行政不服審査法による不服申立ては、大蔵大臣に対してするものとする。

第二十三條 旧法の処分又は旧法の処分についての行政不服審査法による不服申立てに対し公法の総裁がした裁決若しくは決定（次項において「旧法の処分等」という。）に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）による訴訟であつてこの法律の施行の際現に係属しているものは、政令で定めるところにより、施行日において大蔵大臣（第四十四條の規定により権限の委任を受けた者を含む。次項において同じ。）が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分等について提起することが出来る行政事件訴訟法による訴訟は、政令で定めるところにより、大蔵大臣を相手方として提起するものとする。（罰則に関する経過措置）

第二十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国税犯則取締法の準用に関する経過措置）

第二十五條 この法律の施行前における旧法の違反事件及び施行後における附則第十三條においてなおその効力を有するものとされる旧法第三十三條に係る違反事件について、旧法第七十九條第一項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

とされる旧法第七十九條第一項の規定により準用される国税犯則取締法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（政令への委任）

第二十六條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本たばこ産業株式会社法案
日本たばこ産業株式会社法

（会社の目的）

第一條 日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法（昭和五十九年法律第 号）第一条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に關する事業を經營することを目的とする株式会社とする。（株式）

第二條 政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 会社は、新株を発行しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。（政府保有の株式の処分）

第三條 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

(商号の使用制限)

第四條 会社以外の者は、その商号中に日本たばこ産業株式会社という文字を使用してはならない。

(事業の範囲)

第五條 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業
- 二 前号の事業に附帯する事業
- 三 前二号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(一般担保)

第六條 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(取締役等の選任等の決議)

第七條 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(定款の変更等)

第八條 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第九條 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第十條 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、

その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書で大蔵大臣に提出しなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第十一條 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(監督)

第十二條 会社は、大蔵大臣がこの法律及びたばこ事業法の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第十三條 大蔵大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十四條 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十五條 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十六條 第十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした会社の取締役、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第二条第二項の規定に違反して、新株、転換社債又は新株引受権附社債を発行したとき。
- 二 第五条第二項の規定に違反して、事業を行つたとき。
- 三 第九条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。
- 四 第十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。
- 五 第十一条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。
- 六 第十二條第二項の規定による命令に違反したとき。

第十八條 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(設立委員)

第二条 大蔵大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第三条 設立委員は、定款を作成して、大蔵大臣

の認可を受けなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第四條 会社の設立に際して発行する株式に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十八條ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四條ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超え額を資本に組み入れることができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又は日本たばこ産業株式会社法」とする。

第五條 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本専売公社(以下「公社」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に關する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第六條 公社は、会社の設立に際し、会社に対して、別に法律で定めるものを除き、その財産の全部を出資するものとする。この場合において、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三條の十九の規定は、適用しない。

(創立總會)

第七條 会社の設立に係る商法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「第七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本たばこ産業株式会社法附則第五條第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割當」とする。

(会社の成立)

第八條 附則第六條の規定により公社が行う出資に係る給付は、たばこ事業法の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第九條 会社は、商法第百八十八條第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならぬ。

(政府への無償譲渡)

第十條 公社が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

第十一條 商法第百六十七條、第百六十八條第二項及び第百八十一條の規定は、会社の設立については、適用しない。

(権利義務の承継)

第十二條 公社は、会社の成立の時に於いて解散するものとす、この附則に別段の定めがあるものを除き、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2 前項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(職員に関する経過措置)

第十三條 公社の解散の際現に公社の職員として在職する者は、会社の成立の時に於いて、会社の職員となるものとする。

2 前項の規定により公社の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対して、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の公社の職員としての引き続き在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(商号についての経過措置)

第十四條 第四條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本たばこ産業株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十五條 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第九條中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

第十六條 会社の附則第六條の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の取得した附則第六條の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 会社の取得した附則第六條の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地(公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)第百九十九條第二項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 会社の取得した附則第六條の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る)のうち、地方税法第百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第六條の規定により公社が行う株券の出資に係る給付は、有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二二號)第一條に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。

6 附則第九條の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第六條の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 会社の設立後最初の営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第百二十六号)第四十二條の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度(以下この条において「基準年度」という)から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは「日本専売公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」とし、「のうち最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は適用しない。

8 前項に定めるもののほか、会社の設立に伴う会社に対する法人税に関する法令の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十七條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び公社の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

(株式保有の経過措置)

第十八條 政府は、当分の間、第二條第一項の規定にかかわらず、会社の発行済株式の総数の三分の二以上に当たる株式を保有していなければならぬ。

(資金運用部資金の貸付けに関する経過措置)

第十九條 資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六條第一項に規定する資金運用部資金をいう)は、同法第七條第一項の規定にかかわらず、会社の成立後三年間を限り、第五條第一項に規定する会社の事業に要

する経費に充てる資金としての貸付けに運用することができ。

(日本専売公社法の廃止)

第二十條 次に掲げる法律は、たばこ事業法の施行の時に廃止する。

一 日本専売公社法

二 日本専売公社法施行法(昭和二十四年法律第六十二号)

(日本専売公社法の廃止に伴う経過措置)

第二十一條 前条の規定による廃止前の日本専売公社法(以下「旧法」という)の廃止前に旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第二十二條 旧法の廃止後においても、公社の役員又は職員であつた者のその職務に関して知つた秘密については、旧法第十七條の規定は、なおその効力を有する。

第二十三條 旧法の廃止の日の前日までの期間について公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

2 附則第十三條第一項の規定の適用を受ける者の旧法の廃止前に旧法第二十四條の規定により受けた懲戒処分及び旧法の廃止前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合においては、旧法の廃止後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

第二十四條 旧法の廃止の日の前日までに行われていない旧法第四十三條の六の規定による報告については、なお従前の例による。

第二十五條 旧法の廃止の日の前日までにその処理が完了していない公社の決算並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書については、なお従前の例による。

第二十六條 旧法の廃止の日の前日までにその納付が完了していない専売納付金については、な

お従前の例による。

第二十七条 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前のたばこ専売法第七十九条第一項又は塩専売法(昭和五十九年法律第 号)による改正前の塩専売法第五十五条第一項において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基づき、旧法の廃止の日の前日まで

にされた通告の処分により納付される金銭及び物品であつて旧法の廃止の日の前日までその納付がされていらないものについては、会社がこれを受領するものとする。

2 会社は、前項の規定により受領した金銭についてはその金額を、物品については当該物品の価額に相当する金額を、受領の日の属する月の翌月十五日までに、政府に納付しなければなら

ない。

3 第一項に規定する通告の処分により納付される金銭及び物品を会社が受領したときは、その通告の旨が履行されたものとみなす。

第二十八條 旧法の廃止前に交付した旧法第四十三條の二十五に規定する補助金等については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條中「罰則を含む」とあるのは「第二十一條及び第二十三條の規定を除き、罰則を含む」と、「日本専売公社」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、「日本専売公社の總裁」とあるのは「日本たばこ産業株式会社の代表者」とする。

第二十九條 旧法の廃止前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

第三十條 旧法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一條 附則第二十一條から前条までに規定するもののほか、旧法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第三十二條 会社は、当分の間、第五條第一項に規定する事業のほか、塩専売法第四條の規定に

より同法第三十八條に規定する事業を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、塩専売法で定める。

理由

たばこ専売制度の廃止に伴い、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るため、日本専売公社を改組して日本たばこ産業株式会社を設立し、これに、製造たばこの製造及び販売等の事業を經營させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

塩専売法案

塩専売法

塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 製造(第五条—第十七条)

第三章 輸入(第十八条)

第四章 販売(第十九条—第三十七条)

第五章 塩専売事業の実施のための日本たばこ産業株式会社法の特例(第三十八條—第六十一條)

第六章 雑則(第六十二條—第六十四條)

第七章 罰則(第六十五條—第七十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、塩の需給及び価格の安定を確保するとともに、あわせて国内塩産業の基盤を強化し、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。ただし、チリ硝石、カイニット、シルピニ

ットその他大蔵省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において塩の「再製」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用価値を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。

3 この法律において塩の「加工」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用価値を高めるため塩を焼き、洗ひ、砕き、圧搾する等溶解以外の方法により塩の形状を変え、又は塩の不純物を除去し、若しくは塩を変質させることをいう。

(専売権)

第三条 塩の一手買取り、輸入、再製、加工及び販売の権能は、国に専属する。

(専売権の実施)

第四条 前条の規定により国に専属する権能及びこれに伴う必要な事項は、この法律の定めるところにより、日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第 号)に基づいて設立される日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)に行わせる。

第二章 製造

(製造者の指定等)

第五条 会社又は会社の指定を受けた者でなければ、塩の製造(再製を除く。以下同じ。)をしてはならない。ただし、試験のため塩を製造する者その他の大蔵省令で定める者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により塩を製造しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならない。

3 会社は、第一項の規定について決定しようとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(指定の申請)

第六条 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

はその代表者の氏名及び住所

二 製造の方法

三 製造場の規模及び位置

四 製造場の設備の構造

五 製造着手の予定年月日

六 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

七 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の申請書には、事業計画書及び事業収支見積書を添付しなければならない。

(指定の基準)

第七条 会社は、次の各号の一に該当するとき、第五條第一項の指定をしないことができる。

一 申請者が次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第十五條第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

ハ 第十九條第一項に規定する販売人

ニ 申請に係る塩の製造の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すると認められない者

ホ 法人であつて、その代表者のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ 未成年者(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。)又は禁治産者であつて、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

二 申請に係る製造場の位置若しくは設備又は製造の方法が不適当であると認められるとき。

三 申請に係る事業の塩の製造の原価が妥当でないと認められるとき。

四 需給調整上塩の製造数量を制限する必要があるとき。

(製造方法の変更等)

第八条 第五号第一項の指定を受けて塩を製造する者(以下「製造者」という)は、第六号第一項第二号に規定する製造の方法又は同項第三号に規定する製造場の規模若しくは位置を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。製造場を設置し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 前条第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認(製造場の廃止に係る承認を除く)について準用する。

3 第五号第三項の規定は、第一項の承認(重要な事項に係る承認として大蔵省令で定めるものに限る)について準用する。

(買入れ)

第九条 会社は、需給の状況を勘案して、必要な塩の買入れの数量を決定し、製造者の製造場ごとに割り当てて買入れるものとする。

2 会社は、大蔵大臣の認可を受けて前項の買入れの価格を定め、あらかじめ、公告する。
(会社への売渡し等)

第十条 製造者は、正当な理由がある場合を除き、前条第一項の規定により会社が割り当てた数量に相当する塩を同条第二項に規定する買入れの価格により会社に売り渡さなければならない。

2 会社は、前項の規定により会社に売り渡される塩について、製造者に対し、期日及び場所を指定して引渡しを求めることができる。

3 製造者は、その製造した塩を大蔵省令で定める数量を超えて自ら消費してはならない。

(製造の引継ぎ)

第十一条 製造者について相続があつたときは、相続人はその地位を承継する。この場合において、当該相続人は、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

2 前項のほか、製造者の塩の製造を引き継ぐとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、製造者とみなす。

3 第七号第一号の規定は、前項の承認について準用する。

(住所等の変更)

第十二条 製造者は、第六号第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

(製造の廃止及び休止)

第十三条 製造者は、塩の製造を廃止しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

2 製造者は、その製造場における塩の製造を引き続き十日を超えて休止しようとするときは、理由を付して会社に届け出なければならない。

(帳簿及び報告)

第十四条 製造者は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿を作成し、業務に関する報告を会社に提出しなければならない。

2 会社は、この法律の施行に必要な限度において、第五号第二項の規定により会社に届け出て塩を製造する者から、その製造した塩に関する報告を提出させることができる。

(指定の取消し)

第十五条 会社は、製造者が次の各号の一に該当するときは、製造者の指定を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第七号第一号ハに掲げる者に該当することとなつたとき。

三 正当な理由がないのに、第十号第二項の規定により指定された期日及び場所において塩の引渡しを行わなかつたとき。

四 正当な理由がないのに、一年を超えて引き続きその製造を休止したとき。

五 この法律の規定による届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。

六 第六十二号第一項の規定による立入検査に応じなかつたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号又は第二号に該当する者があるとき。

八 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号又は第二号に該当する者であるとき。

2 会社は、前項の規定により製造者の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、本人にその旨を通知し、当該製造者又はその代理人に意見を述べ、証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 第五号第三項の規定は、第一項の指定の取消しについて準用する。

(廃業後の処置)

第十六条 製造者がその指定を取り消され、又はその製造を廃止した場合において塩を所有するときは、その塩については、その者を引き続き製造者とみなす。

(再製及び加工)

第十七条 会社又は会社の委託を受けた者でなければ、塩を再製し、又は加工してはならない。ただし、塩を薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項第一号に規定する医薬品に該当する塩その他用途又は性状が特殊な塩であつて大蔵省令で定めるものに再製し、又は加工する者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により塩を再製し、又は加工しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならない。

3 会社は、この法律の施行に必要な限度において、前項の規定により会社に届け出て塩を再製し、又は加工する者から、その再製し、又は加工した塩に関する報告を提出させることができる。

第三章 輸入

第十八条 会社又は会社の委託を受けた者でなければ、塩(旅行者が自己の用に供するため携帯して輸入する塩であつて大蔵省令で定めるものを除く)を輸入してはならない。ただし、前条第一項ただし書に規定する用途又は性状が特殊な塩に準ずる塩として大蔵省令で定めるものを輸入する者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により塩を輸入しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならない。

第四章 販売

(販売人の指定等)

第十九条 会社は、その指定した塩の元売人又は小売人(以下「販売人」という)に塩を販売させることができる。

2 会社又は販売人でなければ、塩を販売してはならない。ただし、第十七号第一項ただし書の規定により再製し、又は加工した塩及び前条第一項ただし書の規定により輸入した塩については、この限りでない。

3 元売人は、会社又は他の元売人から塩を買入れ、他の元売人又は小売人に販売するものとする。ただし、大蔵省令で定める数量を超えるときは、直接消費者に販売することができる。

4 小売人は、元売人から塩を買入れ、消費者に販売するものとする。

(販売の特例)

第二十条 製造者は、前条第二項本文の規定にかかわらず、会社の承認を受けて、その製造した塩を輸出のため買入れようとする者に販売し、又はその製造した塩で次の各号に該当するものを元売人に販売することができる。

一 塩化ナトリウムの含有量が百分の九十九・五以上の塩

二 第二十七号第一項に規定する化学製品の製造又は漁獲物の塩蔵の用に供される塩

三 添加物を混入した塩

四 その他大蔵省令で定める規格を有する塩

2 前項の承認を受けようとする者は、その者が

販売しようとする同項に規定する塩につき、その規格、数量、販売先その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

3 第一項の承認を受けた製造者は、前項に規定する規格、数量又は販売先を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

4 会社は、塩の需給の安定に悪影響を及ぼす場合又は流通秩序に混乱を生ずるおそれがある場合を除いては、第一項及び前項の承認をしなければならない。

5 会社は、第一項の承認を受けた者が当該承認に係る事項に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

(指定の申請)

第二十一条 販売人になろうとする者は、元売人又は小売人の別を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 営業所及び貯蔵所の位置

三 貯蔵所の設備の構造

四 販売品種

五 一年の販売予定数量

六 販売に充てることができる資金の総額

七 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

八 その他大蔵省令で定める事項

(指定の基準)

第二十二条 会社は、次の各号の一に該当するときは、販売人の指定をしないことができる。

一 申請者が次のイからエまでのいずれかに該当するとき。

イ この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第三十五条第一項の規定により販売人の

指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

ハ 塩の製造、再製若しくは加工を行う者、会社の委託を受けて塩の輸入を行う者又は塩を直接の原料とする製品の製造者

ニ 元売人と小売人とを兼ねようとする者

ホ 破産者で復権を得ていないものその他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる者

ヘ 法人であつて、その代表者のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

二 営業所又は貯蔵所の設備が塩の販売を行うのに不適当と認められるとき。

三 塩の販売予定数量が大蔵省令で定める標準に達せず、その他著しく不適当と認められるとき。

(指定の期間等)

第二十三条 販売人の指定は、五年以内の期間を定めて行う。

2 会社は、販売人の指定をした場合には、指定書を交付する。

3 会社は、第一項の期間が満了した場合において、引き続き指定することが適当であると認めるときは、第二十一条の申請をまたないで、その販売人を引き続き指定することができる。

(営業所の移転等)

第二十四条 販売人は、第二十一条第二号に規定する営業所又は貯蔵所の位置を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

営業所若しくは貯蔵所を設置し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 第二十一条第二号及び第三号の規定は、前項の承認(営業所又は貯蔵所の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

(販売の引継ぎ)

第二十五条 販売人について相続があつたときは、相続人はその地位を承継する。この場合において、当該相続人は、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

2 前項のほか、塩の販売を引き継ごうとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、販売人とみなす。

3 第二十一条第一号の規定は、前項の承認について準用する。

(会社の売渡価格)

第二十六条 会社は、大蔵大臣の認可を受けて、会社の塩の売渡しの価格(以下「売渡価格」という。)を定め、公告する。

(特別価格)

第二十七条 会社は、当分の間、かせいソーダ、ソーダ灰その他の政令で指定する化学製品の製造又は貯蔵、にしろその他の政令で指定する漁獲物の塩蔵の用に供する者に塩を売り渡す場合において、前条の規定にかかわらず、売渡価格より低い価格(以下「特別価格」という。)でこれを売り渡すことができる。

2 会社は、特別価格を定めようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の用に供するため特別価格で買ひ受けた塩について、その用途を変更して当該買ひ受けた塩に供する以外の場合に供しようとするとき、又はこれを他人に譲り渡そうとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

4 特別価格で塩を買ひ受けた者は、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に定める金額に相当する金額を会社に対して支払わなければならない。

一 特別価格で買ひ受けた塩を第一項の用以外の用に供した場合又はこれを同項の用以外の用に供するため他人に譲り渡した場合、当該特別価格と売渡価格との差額に同項の用以外

の用に供し、又は同項の用以外の用に供するため他人に譲り渡した数量を乗じて得た金額

二 第一項の化学製品の製造の用に供するため特別価格で買ひ受けた塩を同項の漁獲物の塩蔵の用に供した場合又はこれを同項の漁獲物の塩蔵の用に供するため他人に譲り渡した場合、同項の化学製品の製造の用に供する者に売り渡す場合の特別価格と同項の漁獲物の塩蔵の用に供する者に売り渡す場合の特別価格との差額に当該漁獲物の塩蔵の用に供し、又は当該漁獲物の塩蔵の用に供するため他人に譲り渡した数量を乗じて得た金額

三 特別価格で買ひ受けた塩について、当該買ひ受けた塩に充てた数量が売渡数量に對し、正当な理由がないのに、不足した場合、当該特別価格と売渡価格との差額に当該不足した数量を乗じて得た金額

5 特別価格以外の価格で買ひ受けた塩が、あらかじめ会社の承認を受けて第一項の用に供されたときは、会社は、その用に供した者に對し、大蔵省令で定めるところにより、特別価格と売渡価格との差額に相当する金額を支払うことができる。

6 会社は、第一項の規定により特別価格で塩を買ひ受けた者に對し、この法律の施行に必要な限度において、その買ひ受けた塩に関する帳簿の作成又は報告の提出を求めることができる。

特別価格で売り渡された塩を第三項の承認を受けた者から第一項の用に供するため譲り受けた者及び特別価格以外の価格で買ひ受けた塩を前項の承認を受けて第一項の用に供する者についても、同様とする。

(代金の延納)

第二十八条 会社は、会社から塩を買ひ受ける者に對し、その代金を一時に支払うことが困難であると認められる場合で、かつ、確実な担保を徴したとき以外には、延納を認めてはならない。

(販売上限価格)

第二十九条 会社は、大蔵大臣の認可を受けて、

塩の元売人及び小売人の区分に応じて、それぞ
れの販売する塩（第十九条第二項ただし書に規
定する塩及び第二十条第一項の規定により販売
人に販売される塩を除く）の上限価格（以下販
売上限価格という）を定め、公告する。

（直接販売）

第三十条 会社は、元売人以外の者に塩を売り渡
す場合においては、第二十六条の規定にかわ
らず、大蔵省令で定めるところにより、前条に
規定する元売人又は小売人の販売上限価格の範
囲内でこれを売り渡すことができる。

（販売人の買受けの制限）

第三十一条 元売人は会社及び他の元売人以外
の者から、小売人は会社及び元売人以外の者か
ら販売のために塩（第十九条第二項ただし書に規
定する塩を除く）を買受け受けるはならない。た
だし、次の各号の一に該当するときは、この限
りでない。

一 元売人又は小売人が、廃業その他の理由に
より営業を継続することのできなくなつた他
の小売人から譲り受けるとき。

二 競落により取得するとき。

三 元売人が、製造者からその製造した塩で第
二十条第一項の承認のあつたものを買受け受
けるとき。

（指示等）

第三十二条 会社は、販売人に対し、営業所及び
貯蔵所の設備、引取方法、備えて置くべき塩の
種類及び数量、塩の販売及び保存の方法並びに
塩を販売する場合における販売先、用途、数量
及び時期について、指示することができる。

2 第十四条第一項の規定は、販売人について準
用する。

（差益及び差損）

第三十三条 会社は、売渡価格又は販売上限価格
を改定した場合においては、大蔵省令で定め
るところにより、現に販売人の所有する塩から生
ずる差益又は差損の全部又は一部について、販
売人と精算することができる。

2 会社は、売渡価格又は販売上限価格を改定し
た場合においては、販売人にその所有する塩の
品種別数量の報告をさせることができる。

（住所等の変更）

第三十四条 販売人は、第二十一条第一号、第三
号、第四号、第七号又は第八号に掲げる事項に
変更があつたときは、遅滞なく、その旨を会社
に届け出なければならない。

2 販売人は、その営業を廃止しようとするとき
は、その旨を会社に届け出なければならない。
（指定の取消し及び販売の停止）

第三十五条 会社は、販売人が次の各号の一に該
当するときは、販売人の指定を取り消すことが
できる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第二十一条第一号からホまでに掲げる者
に該当することとなつたとき。

三 第三十二条第一項の規定による会社の指示
に従わないとき。

四 正当な理由がないのに、三月を超えて引き
続きその営業を休止したとき。

五 この法律の規定による届出、報告又は帳簿
に虚偽の記載があつたとき。

六 第六十二条第一項の規定による立入検査に
応じなかつたとき。

七 元売人が、正当な理由がないのに、支払期
日を過ぎてなお塩の買受代金を完納しないと
き。

八 法人であつて、その代表者のうちに第一号
又は第二号に該当する者があるとき。

九 未成年者又は禁治産者であつて、その法定
代理人が第一号又は第二号に該当する者であ
るとき。

2 会社は、販売人が前項第一号又は第三号の規
定に該当する場合においては、指定の取消しに
代え、一月以内の期間を定めて、塩の販売の停
止を命ずることができる。法人が販売人である
場合にはその代表者が、未成年者又は禁治産者
が販売人である場合にはその法定代理人が、同

項第一号の規定に該当するときは、同様とす
る。

3 第十五条第二項の規定は、第一項の指定の取
消し及び前項の販売の停止について準用する。

（廃業後の処置）

第三十六条 販売人がその指定を取り消され、又
はその営業を廃止した場合において塩を所有す
るときは、その塩については、その者を引き続
き販売人とみなす。

2 前項の規定により販売人とみなされる者につ
いては、第三十二条第二項の規定は、適用しな
い。

（輸出前の譲渡等）

第三十七条 会社又は製造者から輸出のため塩
（第十九条第二項ただし書に規定するものを除
く。以下この条において同じ）を買受け受けた者
は、会社の承認がなければ、その買受け受けた塩
を輸出前に譲り渡し、又は自ら消費してはなら
ない。

2 会社は、この法律の施行に必要な限度におい
て、会社又は製造者から輸出のため塩を買受け
受けた者から、その買受け受けた塩に関する報告を
提出させることができる。

第五章 塩専売事業の実施のための日本た
ばこ産業株式会社の特例

（塩専売事業に関する業務）

第三十八条 会社は、日本たばこ産業株式会
社（以下「会社法」という。）第五十一条に規定す
る事業のほか、第四条の規定により塩の専売に
係る事業（以下「塩専売事業」という。）を行う。

2 前項に規定する塩専売事業に係る業務は、次
に掲げるものとする。

一 塩の製造、再製及び加工を行うこと。

二 塩を買い入れること。

三 塩を販売すること。

四 塩の輸出及び輸入を行うこと。

五 塩の生産者及び販売者の指導及び助成に関
すること。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律に定

められた事項を実施すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第三十九条 会社は、前条に規定する業務の開始
の際、塩専売事業に係る業務方法書を作成し、
大蔵大臣の認可を受けなければならない。これ
を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、大蔵
省令で定める。

（塩事業責任者等）

第四十条 大蔵大臣は、会社の推薦を受けて、代
表取締役のうちから塩専売事業の責任者（以下
「塩事業責任者」という。）を、取締役のうちから
塩専売事業の担当者（以下「塩事業担当取締役」
という。）を指名する。

2 塩事業責任者は、塩専売事業の実施に関し、
その業務を総理する。

3 この法律の規定による会社の処分その他塩専
売事業に関する重要な業務に係る事項として大
蔵省令で定めるものは、塩事業責任者が決定す
るものとし、取締役会は、これらの事項につい
て、議決することができる。

4 塩事業担当取締役の職務及び権限に関し必要
な事項は、大蔵省令で定める。

（塩専売事業の監査）

第四十一条 大蔵大臣は、必要があると認めると
きは、監査役を指名して、会社の塩専売事業に
係る特定の事項を監査させ、当該監査の結果を
報告させることができる。

2 監査役は、監査の結果に基づき、必要がある
と認めるときは、大蔵大臣に意見を提出するこ
とができる。

（塩事業責任者等の解任等）

第四十二条 大蔵大臣は、塩事業責任者又は塩事
業担当取締役が次の各号の一に該当するときは
は、第四十条第一項の規定による指名を取り消

し、又は会社に対し、これらの代表取締役若しくは取締役の解職若しくは解任を命ずることができ。

一 心身の故障のため塩専売事業に係る職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 塩専売事業に係る職務上の義務違反があるとき。

(塩専売事業運営委員会)

第四十三条 会社は、塩専売事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、塩専売事業の運営に係る次の事項を議決する。会社の株主総会及び取締役会は、これらの事項について、議決することができない。

- 一 事業計画、予算及び資金計画
- 二 弁済期限が一年を超える資金の借入れ
- 三 重要財産の譲渡及び担保への提供
- 四 業務方法書

3 取締役会が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一項各号に掲げる書類を承認するには、同項第一号から第三号までに掲げる書類のうち塩専売事業に係るものについて、委員会の承認があることを要する。

4 委員会は、会社の塩専売事業の運営に関し、塩専売責任者に意見を述べることができ。

(委員会の組織)

第四十四条 委員会は、次の七人の委員で組織する。

- 一 塩専売責任者
- 二 塩専売事業担当取締役のうち塩専売責任者が指名する者 一人
- 三 塩専売事業に関し、優れた経験と識見を有する者 五人
- 2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命等)

第四十五条 前条第一項第三号に掲げる委員（以下この条及び次条において「任命委員」という。）は、大蔵大臣が任命する。

2 任命委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任命委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任命委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第四十六条 大蔵大臣は、任命委員が次の各号の一に該当するときは、その他委員たるに適しないと認めるときは、その任命委員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

(政令への委任)

第四十七条 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持の義務等)

第四十八条 会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは職員若しくは委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは職員又は委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(塩専売事業運営基本金)

第四十九条 会社は、この法律による塩専売事業に関して塩専売事業運営基本金（以下「基本金」という。）を設け、附則第四条第四項の規定により政府から拠出があつたものとされた財産の価額に相当する金額のうち政令で定めるところにより算出された金額をこれに充てるものとする。

2 基本金は、政令で定めるところにより、大蔵

大臣の承認を受けた場合を除くほか、取り崩ししてはならない。

(塩専売事業勘定)

第五十条 会社は、塩専売事業に係る経理については、その他の経理と区分し、別に塩専売事業勘定を設けて整理しなければならない。

2 塩専売事業勘定とその他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

(事業計画等)

第五十一条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の塩専売事業に係る事業計画、予算及び資金計画を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 会社法第九条に規定する事業計画には、塩専売事業に係る事業計画を含まなければならない。

(貸借対照表等)

第五十二条 会社は、会社法第十条に規定する場合において、別に塩専売事業に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監査役の意見を添えて大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(塩専売価格安定準備金)

第五十三条 会社は、附則第四条第四項の規定により政府から拠出があつたものとされた財産の価額に相当する金額から第四十九条第一項に規定する基本金に充てられる金額を控除して得た金額を塩専売価格安定準備金（以下「準備金」という。）として整理しなければならない。

2 会社は、毎営業年度、塩専売事業勘定において利益を生じたときは、前営業年度から繰り越した塩専売事業勘定における損失を埋め、なお残余があるときは、大蔵省令で定めるところにより、準備金として積み立てなければならない。

3 前二項の規定により積み立てた準備金は、毎営業年度の塩専売事業勘定において生じた損失を埋めるときは、取り崩してはならない。ただし、特別の理由がある場合において、大蔵

大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 会社は、毎営業年度、塩専売事業勘定において損失を生じたときは、準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、塩専売事業勘定に係る繰越欠損金として整理しなければならない。

5 会社が、第二項の規定により準備金として積み立てた金額は、その積立てをした営業年度の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定による所得の金額の計算上、損金の額に算入するものとし、第三項の規定により取り崩した準備金の金額に相当する金額は、その取崩しをした営業年度の法人税法の規定による所得の金額の計算上、益金の額に算入するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、準備金に係る経理に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(借入金の認可等)

第五十四条 会社は、塩専売事業に必要な費用に充てるため弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社の塩専売事業に係る借入金（次条の規定により政府が債務保証をしたものを除く）の総額は、塩専売事業勘定に係る純資産に相当する額として大蔵省令で定める額を超えてはならない。

3 会社は、塩専売事業に必要な費用に充てたための社債を募集してはならない。

(債務保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の塩専売事業に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く）について、保証契約をすることができ

(余裕金の運用)

第五十六條 会社は、塩専売事業に係る業務上の余裕金については、次の方法によるほか、運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(財産の処分)

第五十七條 会社が解散した場合又は塩専売事業が廃止された場合における塩専売事業に係る財産については、会社は、別に法律で定めるところにより、国に納付するものとする。

(大蔵省令への委任)

第五十八條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、会社の塩専売事業に係る財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(監督)

第五十九條 塩専売事業の実施に關する大蔵大臣の会社に対する監督については、会社法第十二條及び第十三條の規定を準用する。この場合において、同法第十二條及び第十三條第一項中「たばこ事業法」とあるのは、「塩専売法」と読み替へるものとする。

(取消命令等)

第六十條 大蔵大臣は、この法律に基づく指定、承認その他の会社の処分等（以下「会社の処分等」という。）が法令に違反し又は不当であると認めるときは、会社に対し、会社の処分等の取消し、変更その他必要な命令をすることができ、（他の法令の準用）

第六十一條 この法律に基づく会社の行為に關しては、諸願法（昭和二十二年法律第十三号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、会社を国の行政機関とみなし

て、これらの法令を準用する。

第六章 雜則

(立入検査)

第六十二條 会社は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造者、会社から塩の再製、加工若しくは輸入の委託を受けた者、販売人、特別価格で塩を買い受けた者若しくはその塩を所有し、若しくは使用する者、第二十七條第五項の規定による支払を受け、若しくは受けようとする者又は輸出のため会社若しくは製造者から塩を買い受けた者の事務所、営業所、貯蔵所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、塩、機械、帳簿又は書類を検査させ、又は關係者に質問させることができる。

2 前項の規定により会社が立入検査をさせることができる職員は、大蔵省令で定めるところにより、あらかじめ、大蔵大臣が指定する。

3 会社は、第一項の規定による立入検査を行おうとするときは、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

4 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不服申立て)

第六十三條 この法律に基づく会社の処分等に不服がある者は、大蔵大臣に対して行政不服審査法（昭和三十一年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第六十四條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第六十五條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定に違反して、塩を製造

した者

二 第十八條第一項の規定に違反して、塩を輸入した者

三 第十九條第二項の規定に違反して、塩を販売した者

四 第三十一條の規定に違反して、塩を譲り受けた販売人

五 第三十七條第一項の規定に違反して、塩を譲り渡し、又は自ら消費した者

2 前項の犯罪に係る塩は、没収する。ただし、その塩が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 前項の犯罪が行われることをあらかじめ知らず、その犯罪が行われた時から引き続きその塩を所有していると認められるとき。

二 前号に規定する犯罪が行われた後、その情を知らないでその塩を取得したと認められるとき。

3 第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第六十六條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項、第十七條第二項又は第十八條第二項の規定による届出をしないで塩を製造し、再製し、若しくは加工し、又は輸入した者

二 第八條第一項の規定による承認を受けず、製造の方法、製造場の規模若しくは位置を変更し、又は製造場を設置し、若しくは廃止した者

三 第十條第一項の規定に違反して、会社に対して塩の売渡しを拒んだ者

四 第十條第三項の規定に違反して、その製造した塩を自ら消費した者

五 第十三條第一項の規定による承認を受けず、塩の製造を廃止した者

六 第十七條第一項の規定に違反して、塩を再製し、又は加工した者

七 第二十七條第三項の規定による承認を受けず、特別価格で買い受けた塩を当該買受けに係る用以外の用に供し、又は他人に譲り渡した者

八 第二十九條に規定する販売上限価格を超えて塩を販売した販売人

第六十七條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條第一項（第三十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七條第六項の規定による帳簿を作成せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第十四條第一項（第三十二條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七條第三項、第二十七條第六項、第三十三條第二項又は第三十七條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十四條第一項の規定による承認を受けず、営業所若しくは貯蔵所の位置を変更し、又は営業所若しくは貯蔵所を設置し、若しくは廃止した者

四 第四十八條第一項の規定に違反して、秘密を漏らした者

五 第五十九條において準用する会社法第十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした会社の取締役、監査役、職員又は委員

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六十五條第一項、第六十六條又は前条（同条第四号及び第五号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第六十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、監査役又は

委員は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五十九条において準用する会社法第十二条第二項又は第六十条の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第七十条 第十一條第一項、第十二條、第十三條第二項、第二十五條第一項又は第三十四條第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第五章並びに附則第四條、第五條及び第三十四條の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、この法律について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

(塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法の廃止)

第三条 塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法(昭和四十六年法律第四十七号)は、廃止する。

(抛出售)

第四条 日本専売公社(以下「公社」という。)は、会社の設立に際し、会社に対し、公社の財産のうち塩専売事業に係るものとしてあらかじめ大蔵大臣の認可を受けたものを抛出するものとする。

2 前項の規定により抛出する財産の価額の決定の方法その他財産の抛出に必要事項は、政令で定める。

3 第一項の場合においては、日本専売公社法(昭和二十三年法律第三百五十五号)第四十三条の十九の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により公社が会社に抛出した財産は、政府から会社に対し抛出されたものとする。

5 第一項の規定により公社が行う財産の抛出に伴い会社を受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

6 会社の第一項の規定により公社が行う抛出に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 会社の取得した第一項の規定により公社が行う抛出に係る土地で公社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

8 会社の取得した第一項の規定により公社が行う抛出に係る土地で公社が引き続き保有する土地(公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

9 会社の取得した第一項の規定により公社が行う抛出に係る土地で公社が引き続き保有する土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。)のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過してい

るものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(事業計画等に関する経過措置)

第五条 会社の成立の日の属する営業年度の塩専売事業に係る事業計画、予算及び資金計画については、第五十一条第一項中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(製造の許可を受けた者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に改正前の塩専売法(以下「旧法」という。)第四條の規定により公社の許可(かん水の製造に係るものを除く。)を受けている者(以下「旧法の製造者」という。)は、次項に規定する者を除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の塩専売法(以下「新法」という。)第五條第一項の規定により公社の指定を受けた者(以下「新法の製造者」という。)とみなす。

2 旧法の製造者で新法第五條第一項ただし書の規定に該当するものは、施行日に同条第二項の規定により会社に届出をした者とみなす。

(製造の許可の申請に関する経過措置)

第七条 施行日前に旧法第六條第一項の規定により公社に對しされた許可の申請(かん水の製造に係るものを除く。次項において同じ。)は、次項に規定するものを除き、施行日に新法第六條第一項の規定により会社に對しされた指定の申請とみなす。

旧法第六條第三項及び第十二條第一項の規定による許可の申請(かん水の製造に係るもの及び新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者がしたものを除く。)

旧法第八條第二項の規定による許可の申請(かん水の製造の引継ぎに係るもの及び新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者がしたものを除く。)

請とみなす。

2 施行日前に新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者が、旧法第六條第一項の規定により公社に對してした許可の申請は、施行日に新法第五條第二項の規定により会社に對してした届出とみなす。

(製造者の指定の基準に関する経過措置)

第八条 施行日前に旧法第七章の規定により処罰(旧法第五十五条において準用する国税犯則取締法明治三十三年法律第六十七号)に基づいてされる通告処分を含む。)をされた者又は旧法第十八條第一項各号又は第二項のいずれかに該当して同条第一項の規定により製造の許可を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあつた日に新法第七章の規定により処罰をされ、又は新法第十五條第一項の規定により製造者の指定を取り消された者とみなして、新法第七條(新法第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(許可等の申請に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧法又は附則第三條の規定による廃止前の塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法(以下「旧臨時措置法」という。)の規定により公社に對しされた許可等の申請で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ施行日にこの法律の規定により会社に對しされた同表の下欄に掲げる承認等の申請とみなす。

新法第八條第一項の規定による承認の申請

新法第十一條第二項の規定による承認の申請

旧臨時措置法第十條第三項の規定による許可の申請	新法第二十二條第二項又は第三項の規定による承認の申請
旧法第二十四條第一項の規定による指定の申請	新法第二十一條の規定による指定の申請
旧法第二十四條第三項の規定による許可の申請	新法第二十四條第一項の規定による承認の申請
旧法第二十七條第二項の規定による許可の申請	新法第二十五條第二項の規定による承認の申請
旧法第四十一條第二項の規定による許可の申請	新法第三十七條第一項の規定による承認の申請

(買入価格等に関する経過措置)

第十條 この法律の施行の際現に旧法第五條第二項及び第二十八條第一項の規定により公社が定めて公告している取納の価格及び売渡価格は、それぞれこの法律の施行の際に新法第九條第二項及び第二十六條の規定により公社が大蔵大臣の認可を受けて定め、公告した買入の価格及び売渡価格とみなす。

(製造者の指定の取消しに関する経過措置)

第十一條 施行日前に旧法第十八條第一項各号又は第二項のいずれかに該当するに至つた旧法の製造者で附則第六條第一項の規定により新法の製造者とみなされるものに対して、この法律の施行の際公社が旧法第十八條第一項の規定による処分を行つていない場合においては、当該新法の製造者とみなされる者を新法第十五條第一項各号のいずれかに該当した者とみなして、同項の規定を適用する。

(再製の委託等に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に旧法第二十一條第一項又は第二十二條の規定により公社が行つていた委託は、それぞれ施行日に新法第十七條第一項又は第十八條第一項の規定により公社が行つた委託とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十一條第二項の規定により公社の許可を受けている者及び

同項の規定により許可の申請をしている者は、施行日に新法第三十七條第二項の規定により公社に対し届出をした者とみなす。

(販売人の指定に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行の際現に旧法第二十三條第一項の規定により公社の指定を受けている者(以下「旧法の販売人」という)は、施行日に新法第十九條第一項の規定により公社の指定を受けた者(以下「新法の販売人」という)とみなす。この場合において、当該新法の販売人とみなされる者に係る新法第二十三條第一項に規定する指定の期間は、旧法第二十六條第一項の規定により定められた指定の期間の満了の日までとする。

(販売の特例に関する経過措置)

第十四條 この法律の施行の際現に旧臨時措置法第十條第一項の規定により公社が旧法の製造者に対し行つていた許可は、施行日に新法第二十二條第一項の規定により公社が行つた承認とみなす。

(販売人の指定の基準に関する経過措置)

第十五條 施行日前に旧法第七章の規定により処罰(旧法第五十五條において準用する国税犯則取締法に基づいてされる通告処分を含む)をされた者又は旧法第三十九條第一項各号又は第三項のいずれかに該当して同条第一項の規定によ

り販売人の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあつた日に新法第七章の規定により処罰をされ、又は新法第三十五條第一項の規定により販売人の指定を取り消された者とみなして、新法第二十二條(新法第二十五條第三項において準用する場合を含む)の規定を適用する。

(特別価格で売り渡された塩に関する経過措置)

第十六條 施行日前に旧法第二十九條第一項の規定により公社から塩の売渡しを受けた者及び同条第四項の規定による公社の許可を受けて当該売渡しを受けた者から当該塩を譲り受けた者並びに同条第五項の規定により公社の承認を受けた者については、同条及び旧法第四十五條の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧法第二十九條第二項及び第四項から第六項まで並びに第四十五條第二項中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(延納の許可に関する経過措置)

第十七條 この法律の施行の際現に旧法第三十一條第一項の規定により公社が許可している延納又は施行日前に同項の規定により公社に対しされた延納の許可の申請は、それぞれ施行日に新法第二十八條の規定により公社が認めた延納又は公社に対する延納の申出とみなす。

(販売上限価格に関する経過措置)

第十八條 この法律の施行の際現に旧法附則第二十三項の規定により公社が販売価格を制限している場合においては、その制限された販売価格は、この法律の施行の際に新法第二十九條の規定により公社が大蔵大臣の認可を受けて定めた販売上限価格とみなす。

(販売人に対する指示等に関する経過措置)

第十九條 この法律の施行の際現に旧法第三十六條第一項の規定により公社が旧法の販売人に対して行つていた指示は、施行日に新法第三十二條第一項の規定により公社が行つた指示とみなす。

(販売人の指定の取消しに関する経過措置)

第二十條 施行日前に旧法第三十九條第一項各号又は第三項のいずれかに該当するに至つた旧法の販売人で附則第十三條の規定により新法の販売人とみなされる者に対して、この法律の施行の際公社が旧法第三十九條第一項又は第二項の規定による処分を行つていない場合においては、当該新法の販売人とみなされる者を新法第三十五條第一項各号のいずれかに該当した者とみなして、同項の規定を適用する。

(販売の差止めに関する経過措置)

第二十一條 施行日前に旧法第三十九條第二項の規定により施行日以後の日を終期とする期間を定めて塩の販売を差止められた販売人は、施行日に新法第三十五條第二項の規定により当該期間の満了の日までの期間を定めて販売の停止を命じられた者とみなす。

(廃業後の塩の処分に関する経過措置)

第二十二條 施行日前に旧法第四十條の規定により公社が同条に規定する者に対して行つた指示は、施行日に新法第三十二條第一項の規定により公社が行つた販売方法の指示とみなす。

2 旧法第四十條に規定する塩であつて、この法律の施行の際同条の規定による処分がされてい

ないものは、新法第三十六條第一項に規定する販売人とみなされる者が所有する塩とみなす。

(輸出前の譲渡等の許可に関する経過措置)

第二十三條 この法律の施行の際現に旧法第四十一條第二項の規定により公社が行つていた許可は、施行日に新法第三十七條第一項の規定により公社が行つた承認とみなす。

(提出すべき報告等に関する経過措置)

第二十四條 この法律の施行の際旧法第八條第一項、第十三條第二項(旧法第三十六條第三項において準用する場合を含む)、第二十七條第一項、第三十七條第二項又は第四十一條第三項の規定による報告若しくは届出をしていない者については、これらの規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、この法律の施行後において

も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(公社の売り渡した塩に関する経過措置)

第二十五条 施行日前に公社の売り渡した塩は、附則第十六条の規定により旧法第二十九条がなおその効力を有するものとして適用される場合を除き、新法の規定により会社が売り渡したものとみなす。

(塩の納付に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行の際に製造した塩を有する旧法の製造者(旧法第二十条の規定により旧法の製造者とみなされる者を含む)及び旧法第四十二条第二項の規定により公社に納付を命じられた塩を有する者については、旧法第五、第十四条、第十五条、第四十二条及び第四十五条の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(再鑑定の上立て等に関する経過措置)

第二十七条 施行日前に旧法第十五条第一項の規定により公社が行った鑑定に不服があるときの再鑑定の上立て及びその取消しの訴えの提起については、なお従前の例により会社に対し行うものとする。

2 施行日前に旧法第十五条第二項の規定により公社に対しされた再鑑定の上立てについては、なお従前の例により会社が再鑑定する。

(災害補償に関する経過措置)

第二十八条 施行日前に旧法第十六条に規定する災害により塩又はかん水に損害を受けた旧法の製造者に対して、この法律の施行の際公社が同条の規定による補償金を交付していない場合は、なお従前の例により会社が補償金を交付することができる。

(不服申立てに関する経過措置)

第二十九条 施行日前に旧法若しくは旧臨時措置法の規定により公社が行った処分(以下この条

及び次条において「旧法等の処分」という。)についての行政不服審査法による不服申立て(旧法において不服申立てができないこととされた処分に係るものを除く。次項において同じ。)であつて、この法律の施行の際公社の総裁が裁決又は決定をしていないものは、施行日に大蔵大臣が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法等の処分についてすることができ行政不服審査法による不服申立ては、大蔵大臣に対してするものとする。

(訴訟に関する経過措置)

第三十条 旧法等の処分又は旧法等の処分についての行政不服審査法による不服申立てに対し公社の総裁がした裁決若しくは決定(次項において「旧法等の処分等」という。)に係る行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴訟であつて、この法律の施行の際に係属しているものは、施行日に会社が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法等の処分等について提起することができ行政事件訴訟法による訴訟は、会社を相手方として提起するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税犯則取締法の準用に関する経過措置)

第三十二条 この法律の施行前における旧法の違反事件並びに施行後における附則第十六条、第二十四条及び第二十六条においてなおその効力を有するものとされる旧法の違反事件については、旧法第五十五条第一項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条第一項の規定により準用される国税犯則取締法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第三十三条 旧臨時措置法附則第三項の規定は、

この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三十四条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

日本専売公社が日本たばこ産業株式会社に改組されることに伴い、塩専売事業を当該会社の実施させることとし、このために必要な措置を講ずるとともに、経済社会情勢の変化に対応して、塩専売制度の整備改善を図るための措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(製塩施設法及び塩業組合法の廃止)

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 製塩施設法(昭和二十七年法律第二百一十八号)

二 塩業組合法(昭和二十八年法律第七十七号)

(会計検査院法の一部改正)

第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第二号中「日本専売公社」を削る。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三条中「日本専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第百一十二号)附則第十二条第一項の規定による解散前

の日本専売公社」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第四条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「日本専売公社」を削る。

(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「勸奨」を「勸奨」に、「日本専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第百一十二号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

三 削除

(北海道開発法の一部改正)

第七条 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「日本専売公社」を削る。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第八条 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(日本国有鉄道等の援助)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項

とし、第三項を第二項とする。

(沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第九條 沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第六十九條を次のように改める。

(たばこ事業法に関する特例)

第六十九條 沖繩県の区域においては、当分の間、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十九号)第二十一條第一項の許可を受けた者(同法附則第十條第一項の規定により、同法第二十二條第一項の許可を受けた者とみなされる者を含む。以下この条において「小売販売業者」という。)は、同法第二十條の規定にかかわらず、製造たばこの卸売販売を業として行うことができる。この場合においては、同法第三十六條第一項本文の規定は、適用しない。

2 沖繩県の区域においては、当分の間、日本たばこ産業株式会社は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、小売販売業者のうち政令で定める者以外の小売販売業者に製造たばこを売り渡さないものとする。

第七十條第一項中「塩専売法第二十四條第一項を「塩専売法(昭和五十九年法律第一十九號)第一項に、「塩小売人」を「単に「小売人」に、「第二十三條第四項及び第三十四條第一項を「第二十九條第四項及び第三十一條に、「塩小売人」を「小売人」に改め、同條第二項中「塩小売人」を「小売人」に、「第三十二條及び附則第二十三項を「第二十九條」に改める。

8 沖繩県の区域内の市町村が市町村たばこ消費税を課する場合において、日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において行つた地方税法第四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこについては、当分の間、自治省令で定めるところにより、日本た

ばこ産業株式会社が直接消費者に製造たばこを売り渡す第六十九條第一項に規定する小売販売業者に直接製造たばこを売り渡したものとなして、同法第三章第四節の規定を適用する。この場合において、同法第四百六十五條第一項中「当該小売販売業者の営業所所在の市町村」とあるのは、当該小売販売業者の営業所所在の市町村(日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において小売販売業者のうち沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律第六十九條第二項に規定する政令で定める者に製造たばこを売り渡した場合に、直接消費者に製造たばこを売り渡す小売販売業者の営業所所在の市町村)と、同法第四百七十三條第一項中「合計額」とあるのは「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において行つた第四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこにあつては、当該製造たばこに係る合計額のうち当該市町村に係る額として、自治省令で定めるところにより算定した額とする。)」と、「合計額」とあるのは「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において行つた第四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこにあつては、当該製造たばこに係る合計本数のうち当該市町村に係る本数として、自治省令で定めるところにより算定した本数とする。)」と、同法第四百七十七條第一項中「売り渡した製造たばこ」とあるのは「売り渡した製造たばこ(日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこにあつては、当該売り渡した製造たばこにあつては、当該売り渡した消費税額のうち当該市町村に係るものに相当する金額として、自治省

令で定めるところにより算定した額)」とする。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第十條 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「並びに日本専売公社」を削る。

二四・〇二 製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

- 一 製造たばこ
- (一) 紙巻たばこ
- (二) 葉巻たばこ
- (三) パイプたばこ
- (四) その他のもの

二 製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

(財政法第三條の特例に関する法律の一部改正)

第十三條 財政法第三條の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一 削除

(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部改正)

第十四條 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「前五條」を「前各條」に改め、「日本専売公社」を削る。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正)

第十五條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「日本専売公社」を削り、「但しをただし」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

(災害対策基本法の一部改正)

第十一條 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「日本専売公社」を削る。

(関税定率法の一部改正)

第十二條 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二四・〇二を次のように改める。

九〇%
六〇%
一〇%
二〇%
二〇%

第十六條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「日本専売公社」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てたるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第十七條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てたるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「日本専売公社」を削る。

(資産再評価法の一部改正)

第十八條 資産再評価法(昭和二十五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二号を次のように改める。

二 削除

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第十九條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次の

ように改正する。

第九條第一項中「日本専売公社、」を削り、「且つ」を「かつ」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「、」を削り、「差押」を「差押え」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「たばこ専売法等」を「たばこ事業法等」に改める。

第一條中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)、塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)等」を「たばこ事業法(昭和五十九年法律第百十一号)及び塩専売法(昭和五十九年法律第百十二号)等」に改める。

第二條第五項を次のように改める。
5 この法律において「製造たばこ」とは、たばこ事業法第二條第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八條第二項に規定する製造た

ばこ代用品を含む)をいう。

第二條第六項中「第一條第一項」を「第二條第一項」に改める。

第三條の見出しを「(塩の輸入の特例)」に改め、同條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる場合には、塩専売法第十八條の規定にかかわらず、塩を輸入することができ

第三條第一項第三号中「成年者一人につき二百本以内の紙巻たばこ若しくは二百グラム以内のその他の製造たばこ又は」を削り、同項第四号及び同條第二項を削る。

第四條の見出し中「譲渡等」を「販売」に改め、同條第一項中「たばこ専売法第六十六條第一項又は塩専売法第四十二條第一項」を「たばこ事業法第四條、第五章及び第三十九條又は塩専売法第十九條」に、「前條第一項の規定」を「これらの者」に、「製造たばこ用巻紙又は」を「又は前條の規定により輸入された」に、「譲り渡す」を「販売する」に改め、同條第二項を削る。

(關稅法の一部改正)
第二十二條 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三項第二号中「、」を削り、「の定」を「の定め」に、「終り」を「終わり」に改める。

第百十八條第三項第一号を同号とし、同号ホの次に次のように加える。

「たばこ事業法(昭和五十九年法律第百十一号)第二條第三号(定義)に規定する製造たばこ(同法第三十八條第二項「製造たばこ代用品」に規定する製造たばこ代用品を含む)」

(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
第二十三條 日本国における國際連合の軍隊の地

位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)、塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)」を「たばこ事業法(昭和五十九年法律第百十一号)、塩専売法(昭和五十九年法律第百十二号)」に改める。

第五條中「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基

づいて」に改め、「たばこ専売法」を削る。

第六條の見出しを「(たばこ事業法等の特例)」に改め、同條中「たばこ専売法又は」を「たばこ事業法又は」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律」に改める。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)
第二十四條 出資の受入れ、預り金及び金利等の

取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「、塩業組合」を削り、「受入」を「受入れ」に改める。

(租稅特別措置法の一部改正)
第二十五條 租稅特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の二第二項中「、塩業組合」を削る。

第八十一條の二の次に次の一條を加える。
(日本たばこ産業株式会社の塩専売事業に係る登記の免稅)
第八十一條の三 日本たばこ産業株式会社が、塩専売法(昭和五十九年法律第百十一号)第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務のための登録免許稅法別表第一の第一号、第九号から第十四号まで及び第十九号に掲げる登記又は登録を大蔵省令で定めるところにより受ける場合には、その登記又は登録については、登録免許稅を課さない。

(國家公務員等共済組合法の一部改正)
第二十六條 國家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 雜則(第百二十二條—第百二十七條)」を「第九章 雜則(第百二十二條—第百三十一條)」に改める。

第一章 罰則(第百二十八條—第百三十一條)

第一條第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第二條第一項第一号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、「日本専売公社法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 公共企業体等 次に掲げるものをいう。
イ 日本国有鐵道
ロ 日本電信電話公社
ハ 日本たばこ産業株式会社
第三條第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。
第五條第一項中「公共企業体の総裁」を「公共

企業体等の総裁等（同項に規定する公共企業体等の総裁等をいう。）に改める。

第八條第一項中「各公共企業体の総裁」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社の総裁並びに日本たばこ産業株式会社が当該会社を代表する者として大蔵大臣に届け出た者（以下「公共企業体等の総裁等」という。）に、「公共企業体の所屬」を「公共企業体等の所屬」に改め、同條第二項中「公共企業体の総裁」を「公共企業体等の総裁等」に改める。

第十二條の見出し中「公共企業体」を「日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社」に改め、同條第三項中「公共企業体の総裁」を「日本国有鉄道の総裁又は日本電信電話公社の総裁」に、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣を「運輸大臣又は郵政大臣」に、「当該公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同項各号を削る。

第三十一條第一号、第三十七條第一項及び第四十一條第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第九十九條第一項第二号中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同條第二項各号列記以外の部分及び同項第一号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同項第二号中「又は公共企業体の負担に」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社の負担に」に、「公共企業体の負担金」を「公共企業体等の負担金」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第三項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国が負担する当該費用には、日本たばこ産業株式会社に所屬する職員をもつて組織する組合（以下「日本たばこ産業共済組合」という。）の長期給付に係るものを含むものとする。

第九十九條第四項中「又は公共企業体」を「

日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同條第五項中「第三條」の下に「若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二條」を加え、「公共企業体の」を「公共企業体等の」に改める。

第二百二條第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第三項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同條第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第四百四條第三項、第五百五條第一項及び第六百一十一條第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 日本たばこ産業共済組合に係る特例

（日本たばこ産業共済組合の登記）

第六百十一條の一 日本たばこ産業共済組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（運営審議会の委員の数の特例その他の第二章の規定の適用の特例）

第六百十一條の三 日本たばこ産業共済組合の運営審議会の委員の数は、第九條第二項の規定にかかわらず、定款で定める数とする。

2 日本たばこ産業共済組合の運営規則に対する第十一條第二項の規定の適用については、同項中「大蔵大臣に協議しなければ」とあるのは、「大蔵大臣の認可を受けなければ」とする。

3 第十三條の規定は、日本たばこ産業共済組合に使用され、その事務に従事する者については、適用しない。

（事務に要する費用の補助）

第六百十一條の四 国は、第九十九條第二項第五

号の規定にかかわらず、予算の範囲内において、日本たばこ産業共済組合に対し、同号に掲げる費用の一部を補助することができる。

（組合員の範囲の特例等）

第六百十一條の五 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）と業務、資本その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人で大蔵大臣の指定を受けたものに使用される者（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く）のうち職員に相当する者として日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定により大蔵大臣の指定を受けようとする場合の申請の手続その他同項の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定法人に対する前章までの規定の適用の特例）

第六百十一條の六 前條第一項の規定により大蔵大臣の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）の常勤役員又は常勤職員は、第三十一條の規定の適用については、会社の常勤役員又は常勤職員とみなす。

2 指定法人の業務は、第四章の規定の適用については、会社の業務とみなす。

3 指定法人は、第六章の規定の適用については、会社とみなす。

（組合員等に対する督促及び延滞金の徴収）

第六百十一條の七 日本たばこ産業共済組合は、掛金又は負担金を滞納した当該組合の組合員又は会社若しくは指定法人に対し、期限を指定して、掛金又は負担金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。この場合において、督促により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促は、民法第五百二十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本たばこ産業共済組合は、掛金又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前項の場合において、掛金又は負担金の額の全部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金又は負担金の額は、その納付のあつた掛金又は負担金の額を控除した金額による。

6 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

7 督促状に指定した期限までに掛金若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が千円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

8 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（滞納処分）

第六百十一條の八 前條第一項の規定による督促を受けた組合員又は会社若しくは指定法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないときは、組合員又は会社若しくは指定法人の住所又は財産がある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、日本たばこ産業共済組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、日本たばこ産業共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町

村に交付しなければならぬ。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、日本たばこ産業共済組合は、大蔵大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

(先取特権の順位)

第百十一條の九 掛金、負担金その他この法律の規定による日本たばこ産業共済組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第百十一條の十 掛金、負担金その他この法律の規定による日本たばこ産業共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第百十二條第二項中「掛金」を「掛金又はこの法律の規定による負担金若しくは延滞金(日本たばこ産業共済組合に係るものに限る。)」に改める。

第百十六條第五項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 日本たばこ産業株式会社 大蔵大臣

第百十六條に次の一項を加える。

6 大蔵大臣は、第百十一條の五第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。

第百二十條第二項中「公共企業体」を「公共企業体等(指定法人を含む。第百二十三條及び第百二十六條の五第二項において同じ。)」に改める。

第百二十三條中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、日本たばこ産業共済組合の船員組合員に係る国庫の負担に相当する費用については、国が負担する。

第百二十四條の二第一項、第百二十五條、第百二十六條の二第一項及び第百二十六條の五第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第三條の二(見出しを含む。)及び第十二條の七第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第十三條の十一の見出し中「公共企業体の組合」を「国鉄共済組合等」に改め、同条第一項中「公共企業体の組合」を「日本国有鉄道に所屬する職員をもつて組織する組合(以下「国鉄共済組合」という。))又は日本電信電話公社に所屬する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話公社共済組合」という。))」に改め、同条第二項中「公共企業体の組合」を「国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改め、同条第三項中「公共企業体及び公共企業体の組合」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社並びに国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合」に改める。

附則第十四條の三第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条第二項中「日本国有鉄道に所屬する職員をもつて組織する組合(以下「国鉄共済組合」という。))」を「国鉄共済組合」に改め、同条第三項中「公共企業体等」に改める。

附則第十四條の四第三項及び第四項、第十四條の五第三項、第十四條の六第一項第二号並びに第十四條の七第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第十四條の十第一項中「次に掲げる事業」の下に「(日本たばこ産業共済組合にあつては、第四号に掲げる事業に限る。)」を加える。

附則第二十條の二第一項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第九十九條第三項後段の規定を準用する。

附則第二十條の二第二項中「又は公共企業体

を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(検討)

第二十條の三 日本たばこ産業共済組合及び当該組合の組合員に対するこの法律の規定の適用については、公的年金制度全体の再編成が行われる時点で検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二十七條 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号、第五十條第一項、第五十一條の五第一項、第五十五條第一項及び第五十七條(見出しを含む。)中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第二十八條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九條」を「第五十九條の三」に改める。

第一条中「たばこ専売事業」を「たばこ産業」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

たばこ耕作組合法中央会の地区は、全国の区域とする。

第八条第一項第五号中「構成する者」の下に「(以下この項において「構成員」という。))」を加え、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 構成員の日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。))との契約(たばこ事業法昭和五十九年法律第 号)第三條第一項に規定する契約をいう。以下この項において同じ。の締結に関し会社と行う協議又は当該構成員の委託を受けて行う当該契約の締結

八 構成員と会社との契約に基づいて行う当該構成員の葉たばこの生産及び販売に関し

会社の委託を受けてする事務の実施

第八条第一項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同条第三項中「公社のほか」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 たばこ耕作組合法中央会及びたばこ耕作組合法連合会は、前項に規定する事業のほか、組合を直接又は間接に構成する組合の組織、経営及び事業の指導及び調査を行うことができる。

3 たばこ耕作組合法中央会は、前二項に規定する事業のほか、たばこ事業法第六條に規定する約定をすることができる。

第九条第一項中「(たばこ専売法第五條第一項にいう耕作者をいう。以下同じ。))」を削り、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3 たばこ耕作組合法中央会(以下「中央会」という。))の會員たる資格を有する者は、連合会及び連合会に加入していない地区組合とする。

第十九條第一項及び第二十九條第二項中「基いて」を「基づいて」に、「公社」を「大蔵大臣」に改める。

第三十條後段を削る。

第三十三條第二項及び第四十條中「公社」を「大蔵大臣」に改める。

第四十一條中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第四十二條第一項から第四項まで、第四十四條第二項、第四十五條第二項及び第四十六條第二項中「公社」を「大蔵大臣」に改める。

第四十九條中「又は公社」を削り、「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十四條中「たばこ耕作組合法第五十條」と、同法第八十三條中「主務官庁」とあり、又は非訟事件手続法第百三十五條ノ二十五第二項及

一五

む者の許可並びにこれらの監督に関すること。

第五号第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者を登録し、並びに小売販売業を営む者を許可し、並びにこれらを監督すること。

第十四条中「第四条第四十四号」を「第四条第五号の四、第四十四号」に改め、「掲げるもの」の下に「(同条第五号の四に掲げるものにあつては、製造たばこの特定販売業を営む者に係るものに限る。)」を加える。

(医療法の一部改正)

第三十七条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第五項中「日本専売公社」を削る。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三十八条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第二十四条 身体障害者がたばこ事業法(昭和五十九年法律第一号)第二十二條第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三條各号の規定に該当しないときは、大蔵大臣は、当該身体障害者に当該許可を与えるように努めなければならない。

2 第二十二條第三項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二條第一項の許可を受けた者について準用する。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第三十九条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第十七條 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがたばこ事業法(昭和五十九年法律第一号)第二十二條第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三條各号の規定に該当しないときは、大蔵大臣は、その者に当該許可を与えるように努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二條第一項の許可を受けた者について準用する。

(児童手当法の一部改正)

第四十条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表第三号上欄中「日本専売公社(昭和二十三年法律第二百五十五号)第十九條」を削り、同号下欄中「日本専売公社」を削る。

第二十條第一項第五号中「団体」の下に「その他同法に規定する団体で政令で定めるもの」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十九條第二項に規定する公共企業体等のうち同法第二條第一項第七号へに規定するものその他同法に規定する団体で政令で定めるもの

(農林中央金庫法の一部改正)

第四十一条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「塩業組合」を削る。

(漁港法の一部改正)

第四十二条 漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第四項中「日本専売公社」を削る。

(海岸法の一部改正)

第四十三条 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「日本専売公社」を削る。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第四十四条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号を次のように改める。

三 削除

第二十七條第一項、第二十八條第一項第六号並びに第二十九條第一項第三号及び第四号中「塩業組合」を削る。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第四十五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者が一億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるものを含む。以下第三條第一項において同じ。」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第四十六条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者が一億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるものを含む。」を削る。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第四十七条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「日本専売公社」を削る。

(港灣法の一部改正)

第四十八条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「日本専売公社」を削る。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)

第四十九条 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号を削る。

第三十九條中「日本専売公社並びに」を削る。

(身体障害者雇用促進法の一部改正)

第五十条 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「日本専売公社」を削る。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第五十一条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び附則第三條中「日本専売公社」を削る。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第五十二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十條中「日本専売公社」を削る。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第五十三条 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「日本専売公社」を削る。

(土地収用法の一部改正)

第五十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第七号中「又は日本専売公社が日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第二十七條各号に掲げる業務の用に供する施設」を削り、同条第三十四号の三の次に次の一号を加える。

三十四の四 日本たばこ産業株式会社が塩専

売法(昭和五十九年法律第 号)第三十
八条第二項各号に掲げる業務の用に供する
施設

(道路法の一部改正)

第五十五条 道路法(昭和二十七年法律第百八十
号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中、「日本専売公社」を削る。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一
部改正)

第五十六条 公共工事の前払金保証事業に関する
法律(昭和二十七年法律第百八十四号)の一部を
次のように改正する。

第二条第一項中、「日本専売公社」を削り、
「本項中」を「この項において」に改める。

(都市公園法の一部改正)

第五十七条 都市公園法(昭和三十一年法律第七
十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中、「日本専売公社」を削る。

(建設省設置法の一部改正)

第五十八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第
百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十八号中、「日本専売公社」を削
る。

(公職選挙法の一部改正)

第五十九条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百
号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第一項第二号、第百四十五
条第一項、第百六十六條第一号、第百九十九條
第一項及び第二百一十一條の十三第一項第三号中

「日本専売公社」を削る。
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十
年法律第百九十五号)の一部を次のように改
正する。

第二十四条第二項中「日本専売公社」を削る。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第六十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第百五十二号)の一部を次のように改
正する。

第四百三十三條第一項、第四項及び第五項中
「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施
行する。ただし、附則第十四条第二項の規定
は、公布の日から施行する。

(塩業組合法の廃止に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に存する塩業組合
に関する規定は、第一条の規定による廃止前の塩業
組合法(以下この条において「旧組合法」とい
う。)の規定は、この法律の施行後も、なおその
効力を有する。この場合において、旧組合法第
二十条第四項中「日本専売公社(以下「公社」と
いう。）」とあるのは、「日本たばこ産業株式会社
(以下「会社」という。）」とするほか、旧組合法の
規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正前の会計検査院
法(以下この条において「旧検査院法」という。)
第二十三條第一項各号の会計経理で日本たばこ
産業株式会社法(昭和五十九年法律第 号)
附則第十二條第一項の規定による解散前の日本
専売公社(以下「旧公社」という。))に係るものの
会計検査院の検査については、なお従前の例に
よる。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職
員に係る旧検査院法第三十一條の規定による懲
戒処分、旧検査院法第三十三條の規定による
犯罪の通告、旧検査院法第三十五條の規定
による会計経理の取扱いに関する審査及び判定
並びに旧検査院法第三十七條第二項の規定によ
る会計検査院の意見の表示については、なお従
前の例による。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経
過措置)
第四条 この法律の施行の際現に第四条の規定に
よる改正後の国家公務員等退職手当法(以下こ
の項及び次項において「新退職手当法」という。)

第二条第二項に規定する職員として在職する者
で旧公社の職員としての在職期間を有するもの
の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の
算定の基礎となる勤続期間の計算については、
その者の旧公社の職員としての在職期間を新退
職手当法第二条第二項に規定する職員としての
引き続いた在職期間とみなす。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)
の前日に旧公社の職員として在職する者が、引
き続いて日本たばこ産業株式会社(以下「会社」
という。)の職員となり、かつ、引き続き会社
の職員として在職した後引き続き新退職手当法
第二条第二項に規定する職員となつた場合にお
けるその者の新退職手当法に基づいて支給する
退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に
ついては、その者の施行日の前日までの第四条
の規定による改正前の国家公務員等退職手当法
第二条第二項に規定する職員としての引き続い
た在職期間及び施行日以後の会社の職員として
の在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定
する職員としての引き続いた在職期間とみな
す。ただし、その者が会社を退職したことによ
り退職手当(これに相当する給付を含む。)の支
給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員及
び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、
引き続き会社の職員となつた者であつて施行
日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六
号)による失業給付の受給資格を取得するまで
の間に会社を退職したものに對する国家公務員
等退職手当法第十條の規定による退職手当の支
給については、なお従前の例による。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第五条 第九条の規定による改正後の沖縄の復帰
に伴う特別措置に関する法律第百五十五條第八
項の規定は、施行日以後に行われた地方税法第
四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る
製造たばこに對して課すべき市町村たばこ消費

税について適用し、施行日前に旧公社が売り渡
した製造たばこに對して課する市町村たばこ消
費税については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前にした旧公社の契約に
ついては、第十五條の規定による改正前の政府
契約の支払遅延防止等に関する法律第十四條の
規定は、この法律の施行後も、なおその効力を
有する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する
法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧公社が有していた
第十六條の規定による改正前の国等の債権債務
等の金額の端数計算に関する法律第二条第一項
に規定する債権又は債務の金額についての端数
計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充
てての特別会計等からする一般会計への繰
入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過
措置)

第八条 附則第四条第三項の規定によりなお従前
の例によることとされる国家公務員等退職手当
法第十條の規定による退職手当の支給に要する
費用の財源に充ててするために負担すべき金額の政
府の一般会計への納付については、会社がなお
従前の例により行うものとし、この場合におけ
る一般会計の受入金の過不足額の調整について
は、なお従前の例による。
(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改
正に伴う経過措置)

第九条 第十九條の規定による改正前の予算執行
職員等の責任に関する法律(以下この条におい
て「旧予算職員責任法」という。))第九條第一項に
規定する旧公社の予算執行職員、旧予算職員責
任法第十條に規定する旧公社の現金出納職員及
び旧予算職員責任法第十一條に規定する旧公社
の物品管理職員のこの法律の施行前にした行為
については、旧予算職員責任法の規定は、この

法律の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十條 この法律の施行前にあるたばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)附則第二條による廃止前のたばこ専売法(以下「旧たばこ専売法」という。)及び塩専売法(昭和五十九年法律第 号)による改正前の塩専売法(以下「旧塩専売法」という。)の違反事件については、第二

十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税則取締法等の臨時特例に関する法律第三條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 旧たばこ専売法に違反した者に係る第二十二條の規定による改正後の関税法第二十四條第二項の規定による許可については、なお従前の例による。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行前における旧たばこ専売法及び旧塩専売法の違反事件については、第二十三條の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第五條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十三号)」とあるのは、

「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第 号)」

第二十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十三号)とする。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 附則第二條に規定する塩業組合に関し、この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

二 租税特別措置法

三 法人税法

四 農林中央金庫法

五 商工組合中央金庫法

六 中小企業信用保険法

七 中小企業金融公庫法

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 第二十六條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下附則第十六條までに

おいて「旧共済法」という。)第三條第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下附則第十七條までに

おいて「旧組合」という。)は、施行日において「新共済法」という。第三條第一項の規定により設けられた会社(以下この条及び次条において「新組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、旧共済法第九條に規定する運営審議会の議を経

て、旧共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、新共済法第十六條の規定により新組合が行うものとする。

第十五條 新共済法第九十九條、第二百二十三條、第二百二十五條及び附則第二十條の二の規定は、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下この条及び次条において「昭和五十八年法律第八十二号」という。)附則第三條第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであつた負担金の額と、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用として新共済法第九十九條第三項及び附則第二十條の二の規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により国が負担すべき額との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條から第二十九條まで及び第三十四條の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、「第二條」とあるのは「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第 号)第二十六條」とする。

3 昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條

第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十六條 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第一項の規定により旧共済法及び第二十七條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、新共済法又は同条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第二項の規定により年金である給付が支給されてない旧公社の役員に係る新共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十七條 新共済法附則第十三條の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤(同条第一項に規定する通勤をいう。)により病氣にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に關する規定の適用について準用する。

(たばこ耕作組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 この法律の施行の際現に第二十八條の規定による改正前のたばこ耕作組合法の規定により旧公社がした認可その他の処分又は通知その他の行為は、同条の規定による改正後のたばこ耕作組合法の相当規定に基づいて、大蔵大臣がした認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に第二十八條の規定による改正前のたばこ耕作組合法の規定により旧

第二十一条 この法律の施行前に第四十三条の規定による改正前の海岸法第十條第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づく占有又は行為は、第四十三条の規定による改正後の

第二十四条 この法律の施行前に第五十五条の規定による改正前の道路法第三十五条の規定により旧公社が道路管理者とした協議に基づく占用は、第五十五条の規定による改正後の道路法第三十二条第一項及び第三項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

理 由

たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩専売法の施行に伴い、製塩施設法及び塩業組合法を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等関係法律の所要の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一章 総則(第一条—第九条)
第二章 課税標準及び税率(第十条—第十一条)
第三章 免税及び税額控除等(第十二条—第十四条)
第六章 申告及び納付等(第十七条—第二十一条)

第五章 雜則(第二十三條—第二十七條)

2 製造たばこを保稅地域から引き取る者は、

納める義務がある。

(保税地域に該当する製造場)

第五号 製造たばこの製造場が保税地域に該当する場合に、関税法第二十一条第四号(定義)に規定する内国貨物(同法第五十九条第二項(内国貨物の使用等)に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む)に該当する製造たばこについては、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない製造たばこの製造場とみなし、その他の製造たばこについては、この法律(第十二条第一項第一号を除く)の適用上、その製造場を製造たばこの製造場でない保税地域とみなす。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第六号 製造たばこが製造たばこの製造者の製造場において喫煙用、かみ用又はかき用(以下この項及び次項において「喫煙用等」という)に供された場合には、その喫煙用等に供された時に当該製造者が当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。ただし、その喫煙用等に供されたことにつき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その喫煙用等に供した者を当該製造たばこに係る製造たばこの製造者とみなし、当該喫煙用等に供した者が喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなして、この法律(第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く)を適用する。

2 製造たばこが保税地域において喫煙用等に供された場合には、その喫煙用等に供した者がその喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその保税地域から引き取るものとみなす。

3 製造たばこの製造者の製造場に現存する製造たばこが滞納処分(その例による処分を含む)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。

す。

4 製造たばこ製造者(たばこ事業法第八条(会社以外の製造の禁止)に規定する会社をいう。以下同じ)がその製造場における製造たばこの製造を廃止した場合において、製造たばこがその製造場に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその製造を廃止した日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る製造たばこについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお製造たばこの製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該製造たばこがその場所に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその日の前日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。

(製造者とみなす場合)

第七号 製造たばこが製造たばこの製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律(第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く)を適用する。

(製造たばこをみなす場合)

第八号 たばこ事業法第三十八条第二項(製造たばこ代用品)に規定する製造たばこ代用品は、製造たばこをみなして、この法律を適用する。この場合において、製造たばこの区分は当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

第九号 たばこ消費税の納税地は、製造場から移出された製造たばこに係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる製造たばこに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第十条 従価割の課税標準は、製造たばこで製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価(たばこ事業法第三十三条(小売定価の認可)の規定により、当該製造たばこを移出する製造たばこ製造者又は当該製造たばこを引き取る者が当該製造たばこの品目ごとに定めた小売定価であつて大蔵大臣の認可を受けたものをいう。附則第四条を除き、以下同じ)が定められているものについては、当該小売定価に相当する金額とする。

2 製造たばこで前項の規定の適用を受けるもの以外のものに係る従価割の課税標準は、次の各号に掲げる製造たばこについて、それぞれ当該各号に掲げる金額に、当該製造たばこを販売する者(当該製造たばこの製造者を除く)の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該製造たばこに課されるべきたばこ消費税、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第四節に規定する道府県たばこ消費税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ消費税に相当する金額の合計額として政令

で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一 製造たばこの製造場から移出された製造たばこ 当該製造たばこの製造者が当該移出した製造たばこの製造及び販売につき要した、又は通常要すべき費用に、当該製造たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額

二 保税地域から引き取られる製造たばこ 当該製造たばこにつき関税法(明治四十四年法律第五十四号)第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格に当該製造たばこに係る関税の額に相当する金額を加算した金額

3 従量割の課税標準は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこの本数又は重量とする。

4 第二項に規定するもののほか、同項に規定する金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(税率)

第十一条 たばこ消費税の税率は、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、従価割については同表の中欄に掲げる率とし、従量割については千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

製造たばこの区分		従価割の税率	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ			
(1) 第一種	百分の二十三	千本につき五百八十二円	
(2) 第二種	百分の十七・九	一キログラムにつき四百六十七円	
(3) 第三種	百分の二十四・八	一キログラムにつき五百三十二円	
(4) 第四種	百分の一・八	一キログラムにつき十八円	
二 かみ用の製造たばこ	百分の一・八	一キログラムにつき十八円	
三 かき用の製造たばこ	百分の一・八	一キログラムにつき十八円	

欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、従価割については同表の中欄に掲げる率とし、従量割については千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

製造たばこの区分	従価割の税率	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ		
(1) 第一種	百分の四十五・四	千本につき千百三十二円
(2) 第二種	百分の四十・三	一キログラムにつき千十七円
(3) 第三種	百分の四十七・二	一キログラムにつき二千八十二円
(4) 第四種	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円
二 かみ用の製造たばこ	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円
三 かき用の製造たばこ	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円

(未納税移出)

第十二条 製造たばこ製造者が次の各号に掲げる製造たばこをその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るたばこ消費税を免除する。

一 製造したばこ製造者が製造したばこの原料とするための製造したばこ 当該製造したばこをその原料とする製造したばこの製造場

二 輸出業者（他から購入した製造したばこの販売を業とする者で常時製造したばこの輸出を行うものをいう）が輸出するための製造したばこ

当該製造したばこの蔵置場

三 前二号に掲げる製造たばこ以外の製造たばこで、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該製造たばこを他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該移出をした日の属する月分に係

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定し得る場所

一 製造たばこ製造者が製造たばこの原料とするための製造たばこ 当該製造たばこをそのの原料とする製造たばこの製造場

二 製造たばこを引き取ろうとする者が政令で定める目的に充てるための製造たばこ 政令で定める場所

第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

て、当該製造たばこが同項各号に掲げる場所に
移入されたことについての当該場所の所在地を
所轄する税務署長の証明書を提出すべきことを
命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十三条の規定に
より命ぜられた担保の提供をしない場合には、
税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、たばこ消費税の保全上不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取った製造たばこ（第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、当該製造たばこを第一項各号に掲げる場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者

とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

6 税務署長は、取締りに必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこを他の製造たばこと区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

7 第一項の承認を受けて引き取った製造たばこについて、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのたばこ消費税を徴収する。

8 第一項の承認を受けて引き取った製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合に、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもって第二項に規定する証明書に代えることができる。

(輸出免税)

第十四条 製造たばこ製造者が輸出する目的で製造たばこをその製造場から移出する場合に、当該移出に係るたばこ消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る)に当該製造たばこが輸出されたことについての明細に關する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

(課税済みの輸入製造たばこを輸出した場合のたばこ消費税の還付)

第十五条 特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合には、当該製造たばこにつき納付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該

輸出をした製造たばこの輸出先、区分、区分ごとの数量及び引取りの際の小売定価並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該製造たばこが輸出されたことその他同項の規定に該当することについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付して、これを関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づき当該製造たばこの輸出の申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

3 第一項の規定による還付金には、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金は、付さない。

(戻入れの場合のたばこ消費税の控除等)

第十六条 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを当該製造場に戻し入れた場合には、当該製造たばこ戻し入れたためとする他の製造場からの移出につき第十二条第一項の適用があつた場合を除き、当該製造たばこ製造者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ)に記載した同条第一項第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から当該製造たばこにつき当該製造場からの移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該たばこ消費税額に

つきこの項、第三項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ)に相当する金額を控除する。

2 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこをその者の他の製造たばこの製造場に移入した場合(製造たばこの販売業者から返品された製造たばこを移入した場合その他政令で定める場合に限るものとし、前項の規定により控除を受けるべき場合を除く)には、当該移入した製造場を当該製造たばこの移出に係る製

造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 製造たばこ製造者が他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこを製造たばこの製造場に移入した場合(第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く)において、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から当該製造たばこにつき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該たばこ消費税額につき第一項、この項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする)に相当する金額を控除する。

4 第一項又は前項の場合において、これらの項の規定により控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを、その製造場における製造を廃止した後(第六条第四項ただし書の承認を受けた場合)には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該製造場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該製造たばこを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費

税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

6 第一項又は第三項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする製造たばこ製造者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとするたばこ消費税額に相当する金額の計算に關する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

7 第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第四章 申告及び納付等

(移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告)

第十七条 製造たばこ製造者は、その製造場ごとに、毎月(当該製造場からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出した製造たばこの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額及び数量

二 第十二条若しくは第十四条又は他の法律の規定によるたばこ消費税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する製造たばこのうちこれらの規定の適用を受けようとするものの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額及び数量

三 区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額から前号に掲げる課税標準たる金額を控除

した金額（次号において「課税標準額」という。）及び区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる数量から前号に掲げる課税標準たる数量を控除した数量（次号において「課税標準数量」という。）

四 課税標準額により算定した従価割額及び課税標準数量により算定した従量割額、これらを合算したたばこ消費税額並びに当該たばこ消費税額の合計額

五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするたばこ消費税額（前号に掲げるたばこ消費税額のうち、既に確定したものを含む。）

六 第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から前号に掲げるたばこ消費税額を控除した金額に相当するたばこ消費税額

七 第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から第五号に掲げるたばこ消費税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項若しくは第五項の戻入をした者又は同条第三項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第三項又は第五項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入し又は移入をした場所の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。（引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等）

第十八条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方法）に規定する申告納税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係るたばこ消費税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出

しなければならない。

一 当該保税地域から引き取りようとする製造たばこの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額（次号において「課税標準額」という。）及び課税標準たる数量（次号において「課税標準数量」という。）

二 課税標準額により算定した従価割額及び課税標準数量により算定した従量割額、これらを合算したたばこ消費税額並びに当該たばこ消費税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするたばこ消費税額

四 第二号に掲げるたばこ消費税額の合計額から前号に掲げるたばこ消費税額を控除した金額に相当するたばこ消費税額

五 第二号に掲げるたばこ消費税額の合計額から第三号に掲げるたばこ消費税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六条の二第二項第二号に規定する賦課課税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係るたばこ消費税を免除されるべき場合を除き、その引き取る製造たばこに係る前項第一号に掲げる事項その他の政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。（移出に係る製造たばこについてのたばこ消費税の期限内申告による納付等）

第十九条 第十七条第一項の規定による申告書を提出した製造たばこ製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税を、国に納付しなければならない。

2 第六条第一項ただし書又は第七条の規定に該当する製造たばこに係るたばこ消費税は、これらの規定に規定する製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属

する月の翌月末日を納期限として徴収する。（引取りに係る製造たばこについてのたばこ消費税の納付等）

第二十条 第十八条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る製造たばこを保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税を、国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第十八条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ消費税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。（密造たばこに係るたばこ消費税の徴収等）

第二十一条 たばこ事業法第八条（会社以外の製造の禁止）の規定に違反して製造された製造たばこについては、当該製造たばこを製造した者から、直ちにそのたばこ消費税を徴収する。ただし、同法第四十七条第二項（罰則）の規定により没収された製造たばこには、たばこ消費税を課さない。（納期限の延長）

第二十二条 製造たばこ製造者が第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十九条第一項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書に記載した第十七条第一項第六号に掲げるたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、当該製造たばこ製造者が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 製造たばこを保税地域から引き取りようとする者が、第十八条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内（製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を一月以内に納付することが著しく困難であると認められる場合にあつては、二月以内）、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

第五章 雑則

（保全担保）

第二十三条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ消費税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定して、たばこ消費税につき担保の提供を命ずることができる。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。（製造の開廃等の申告）

第二十四条 製造たばこ製造者は、製造たばこを製造しようとするときは、その製造場ごとに、製造場の所在地その他の政令で定める事項を書面で当該製造場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。製造たばこ製造者がその製造場における製造を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

2 製造たばこ製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に申告しなければならない。（記帳義務）

第二十五条 製造たばこ製造者又は製造たばこの

販売業者は、政令で定めるところにより、製造たばこの製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第二十六条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

- 一 第十七条第一項の規定による申告の義務
- 二 前条の規定による記帳の義務

(当該職員の特権)

第二十七条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、たばこ消費税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、たばこ消費税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者、たばこ事業法第九條第一項(製造たばこの販売価格)に規定する卸売販売業者又は小売販売業者(同条第六項に規定する小売販売業者をいう。以下同じ)の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問

することが出来る。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に關しては、第四條及び第十七條から第二十條までの規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則

第二十八條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりたばこ消費税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十五條第一項又は第十六條第四項若しくは第五項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第一項又は第十八條第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

二 第十八條第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第三十條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

偽つた者

三 第二十五條の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十七條第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十八條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第二十八條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(税率に係る経過措置)
第二條 たばこ事業法附則第二條(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二號)第一條第一項(製造たばこの種類及び最高価格)に規定する紙巻たばこ三級品の当該製造たばこに係るたばこ消費税の税率は、第十一條第一項の規定にかかわらず、当分の間、従価割については百分の九・九とし、従量割については千本につき百三十四円とする。

(輸出用製造たばこ等に係る経過措置)
第三條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に日本専売公社が輸出のため売り渡した

製造たばこその他の製造たばこで政令で定め

ものがこの法律の施行の際日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについて

は、当該製造たばこを所持する者は製造たばこ製造者とみなし、当該製造たばこの貯蔵場所は製造たばこの製造場とみなす。

(戻入れ控除等に係る経過措置)
第四條 会社が、たばこ事業法附則第十條(小売販売業の許可に関する経過措置)の規定により小売販売業者とみなされた者がこの法律の施行の際所持する製造たばこを、施行日以後に会社の製造たばこの製造場に移入した場合には、当該製造たばこについては、会社が施行日に当該移入に係る製造場から移出したものとみなして、第十六條の規定を適用する。この場合において、同条第一項に規定する移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額の従価割額は、第十條第一項の規定にかかわらず、たばこ事業法附則第二條(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前のたばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一號)附則第十七條において「旧たばこ専売法」という)第三十四條第一項(定価)の当該製造たばこの品目ごとの小売定価で当該廃止の時に実施されていたもの(附則第十條において「旧たばこ専売法の廃止の時の小売定価」という)に相当する金額を課税標準として計算するものとする。

(納期限に係る経過措置)
第五條 会社が第十七條第一項の規定によりその期限内に提出した申告書のうち次の表の上欄に掲げる月分に係るものに記載した同項第六号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税の納期限は、第十九條第一項の規定にかかわらず、当該各月の同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月の末日とする。

昭和六十年四月から八月まで	昭和六十年十月
昭和六十年十月から昭和六十一年二月まで	昭和六十一年四月
昭和六十一年四月から八月まで	昭和六十一年十月
昭和六十一年十月から昭和六十二年二月まで	昭和六十二年四月
昭和六十二年四月及び五月	昭和六十二年七月
昭和六十二年七月及び八月	昭和六十二年十月
昭和六十二年十月及び十一月	昭和六十三年一月
昭和六十三年一月及び二月	昭和六十三年四月

(製造の開廃申告に係る経過措置)
 第六条 会社の製造たばこの製造場のうち日本専売公社の製造たばこの製造場であつたものに係る第二十四条第一項前段の規定による申告については、会社は、施行日から起算して一月以内に、その製造場の所在地その他の政令で定める事項を当該製造場の所在地を所轄する税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

(手持品課税)
 第七条 会社が、この法律の施行の際製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所において製造たばこを所持する場合には、当該製造たばこについては、会社が製造たばこ製造者として施行日にその製造たばこの製造場から移出したものとみなして、たばこ消費税を課する。

2 前項の規定によるたばこ消費税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある製造たばこに係るたばこ消費税額を合算し、当該合算した額のたばこ消費税を、昭和六十年十月三十一日を納期限として、これを徴収する。

3 会社は、その所持する製造たばこで第一項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該製造たばこの区分並びに区分ごとの数量及び小売定価その他政令で定める事項を記載した申告書を、施行日から起算して一月以内に、その貯蔵

場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 次の各号に掲げる場合において、会社が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ消費税額に相当する金額は、第十六条の規定に準じて、会社に係るたばこ消費税額から控除し、又は会社に還付する。

一 日本専売公社がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものが、日本専売公社の当該製造場であつた会社が、日本専売公社の当該製造場であつた会社の製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが会社の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む)二 前号に該当する場合を除き、会社が、日本専売公社の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものを、製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをそ

の移入した製造場から更に移出した場合(災害補償に係る製造たばこの非課税)

第八条 会社が、たばこ事業法附則第十九条(製造たばこの引換え等に関する経過措置)の規定により、施行日前に災害によりその所有する製造たばこを滅失した小売人に交付する目的でその製造場から移出する製造たばこについては、たばこ消費税を課さない。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第九条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条 第一項中「酒類又は」の下に「製造たばこ若しくは」を加え、「酒税又は」の下に「たばこ消費税」を加え、同条第二項中「酒税法第三十条第一項若しくは第五項」の下に「たばこ消費税法第十六条第一項若しくは第五項」を加える。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正等に伴う経過措置)

第十条 たばこ事業法附則第十条(小売販売業者の許可に関する経過措置)の規定により小売販売業者となされる者がこの法律の施行の際所持する製造たばこが、災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合においては、当該製造たばこについては、会社が施行日にその製造場から移出し、たばこ消費税を課せられたものとみなして、改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこについて同条第一項に規定する課せられたたばこ消費税の税額の従価割額は、第十条第一項の規定にかかわらず、旧たばこ専売法の廃止の時の小売定価に相当する金額を課税標準として計算するものとする。

(相続税法の一部改正)

第十一条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七号)」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第十三条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七号)」を加える。

第十四条中「酒税法」の下に「たばこ消費税法」を加える。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十五条 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部

を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第号)」を加える。

第二条第一号中「酒税、」の下に「たばこ消費税、」を加え、同条第二号中「(以下この条にお

目次中「第一節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)」を「第一節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)」に改める。

第一条中「酒税、」の下に「たばこ消費税、」を、「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第号)」を加える。

第二条第三号第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 製造したばこ たばこ消費税法第三条に規定する製造したばこをいう。

四 製造したばこ製造者 たばこ消費税法第六条第四項に規定する製造したばこ製造者をいう。

第八十七条第二項中「以下この条及び次条」を「第八十八条まで」に改め、「次条」の下に「及び第八十八条」を加える。

第六章中第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 たばこ消費税法の特例

(外航船等に積み込む製造したばこの免税)

第八十七条の二 製造したばこ製造者又は製造したばこを保稅地域から引き取る者が、外航船等に船用品又は機用品として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込もうとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた製造したばこを、製造したばこの製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込みとみなして、たばこ消費税法及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関

いて「酒類」という。の下に「たばこ消費税法第三条(課税物件)に規定する製造したばこ」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十六条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

する法律を適用する。
2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造したばこのうち製造したばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同項中「酒税法」とあるのは「たばこ消費税法」と、「当該酒類が同法第二十一条の二に規定する従価税率適用酒類であるときの課税標準は、同法第二十一条の三の規定にかかわらず、当該酒類が前項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出された時における同条第一項第一号に掲げる金額」とあるのは「当該製造したばこについて、たばこ事業法(昭和五十九年法律第号)第三十三条(小売定価の認可)の規定により当該製造したばこの品目ごとに定められた小売定価であつて大蔵大臣の認可を受けたものがないときは、当該製造したばこの従価率の課税標準は、たばこ消費税法第十条第二項の規定にかかわらず、同項(第二号を除く)の規定により計算した金額」と読み替へるものとする。

第八十八条第二項中「前条」を「第八十七条」に改める。

(租税特別措置法の一部改正等に伴う経過措置) 第十七条 施行日前に、旧たばこ専売法第四十六条(輸出)の規定の適用を受けて本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に同法第二条第一項第九号又は第十号(定義)に規定する

船用品又は機用品として積み込まれた製造したばこは、改正後の租税特別措置法第八十七条の二第一項(外航船等に積み込む製造したばこの免税)の規定の適用を受けて積み込まれたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

(国稅徵收法の一部改正)

第十八条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(國稅通則法の一部改正)

第十九条 國稅通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二十条 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第号)」を加える。

理由

たばこ専売制度を廃止することとなつたことに伴い、専売納付金制度に代えてたばこ消費税制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。